
論 説

判例研究への質的比較分析（QCA）の 応用の可能性

——米国の弁護士依頼権に関する判例の分析を例に

森 大 輔

I はじめに

近年において、人文社会科学の様々な領域でデータの統計分析がさかんになっている。経済学、政治学、社会学、心理学、教育学など、多くの学問領域では「計量〇〇学」「〇〇統計学」という名前のついた小領域が確立している。そして、電子計算機の発達により、高度な統計学的手法を実装したソフトウェアが用いられるようになっており、これにより今まで理論を構築するだけでデータを用いた実証が困難とされてきた分野でも、実証が行われるようになってきている。そして、上述のような学問領域の一般的な研究者には、理論だけでなく、こうした道具を駆使した実証を同時に行うことが必須とされるようになってきている。

しかし、法学においては、この流れはあまり強くないように見える⁽¹⁾。「法統計学」⁽²⁾という言葉はないわけではないが、確立された研究分野として認知されているとは未だ言うことができない。また一般的な法学研究者が、ソフトウェアを用いてデータを統計学的に分析するということが必須とまでは考えられていない。

これはなぜであろうか？このような問いを立てる時に注意が必要だと思われることは、実は法学研究者もデータを扱っていないわけではない、と

いうことである。確かに、例えば社会学で行われているようなアンケート分析や、経済学・心理学で行われているような実験は、法社会学などの分野において多少行われている（例えば、太田ほか編2009）のみであり、一般的な法学研究者にとっては縁遠い話である。しかし例えば、複数の裁判を比較して、各裁判の判決に影響を与えるファクターや影響を与えないファクターを探る、ということは、代表的な法学研究の1つである判例研究においてよく行われることである。データとは、研究者により分析のために集められた情報のこと（Brady & Collier 2004:283）だとすれば、まさにこうした複数の裁判はデータだと言うことができる。

問題は、この判例研究のようなデータ分析は、量的分析（定量的分析、quantitative analysis）とは性質を異にする、質的分析（定性的分析、qualitative analysis）と呼ばれる種類のものに近いということにあると思われる。すなわち、データ分析には大きく分けて量的分析と質的分析との2つがあるが、法学でよく行われるデータ分析は、量的分析よりも質的分析に近い性質を持つ。量的分析は、大量のデータを統計学的に分析するものである。そのデータは、アンケート調査や実験などで得ることが多い。それに対して質的分析は、比較的少数のデータを詳細に分析するものである。質的分析では、データの代わりに事例という言葉を用いることが多い。「事例」(case)とは、社会的、政治的、制度的、個人的な出来事といった、様々な種類の出来事のことをいう⁽³⁾。裁判や判決もこのような出来事の1つであり、事例だと言うことができる⁽⁴⁾。

さらに、上で述べた、複数の判決を比較して、その判決の結論に影響を与えるファクターや影響を与えないファクターを探るということは、本稿で後に見るように、質的分析の手法の1つである事例の比較研究と似た同じことを行っている。統計学を用いる量的分析においては、統計学が数学的に精緻に理論化されていることもあり、ソフトウェアの利用が進んでいるのに対し、質的分析においてはそうしたことが相対的に遅れていた⁽⁵⁾。

しかし、近年提案されている、質的比較分析（Qualitative Comparative

Analysis, QCA) という手法は、こうした質的分析の状況を変える可能性を持っている。QCAは、ある結果を生じさせるのに必要なファクターや十分なファクターを、論理学や集合論などを用いて探るものである。このQCAでは、量的分析において用いられているのと同じようなソフトウェアの開発も可能になり、実際に既にいくつか開発・利用されている。本稿では、このQCAの判例研究への応用の可能性について探る。

II 判例研究とミルの方法

1. 複数の裁判例の分析の方法

「判例」という言葉は多義的であり、「裁判上の先例」を指すこともあれば、「裁判例」（裁判の事例）や「判決例」（判決の事例）といったものを指すこともある（川島1982：183）。ここでは、前者の「裁判上の先例」のことを「判例」と呼び、後者のことは「裁判例」と呼ぶことにする。この裁判例は、まさに事例としての裁判の側面を表した言葉と言える。

前者の判例⁽⁶⁾（裁判上の先例）には、その裁判所自身の後の判断や、その裁判所よりも下級の裁判所の判断がそれに従わなければならないという先例拘束性がある。判例に厳密な法的先例拘束性のある国は現在では少ないが、米国や日本を含め、たいていの場合に、少なくとも事実上は裁判所は判例に従った判断を行っている（中野編1986：10-15）。そのため、判例の内容を明らかにすることは、裁判所が将来の事件でどのような判断を下すか予想することにもつながり、人々の重要な関心事である。

しかし、この場合の「判例」とは、判決のすべてを指すのではない。判決は「主論」（ratio decidendi）と「傍論」（obiter dictum）の部分に分かれ、先例としての拘束力を有するのは主論の部分だけである。

この主論は、判決文から抽出された「要件」と「効果」から成る法規範類似のものである⁽⁷⁾。ただ、「効果」の部分は判決の結論であるのではっきりしているが、「要件」はその結論を導くにあたって裁判所が必須のも

のとした「重要な事実」であるとされ、一義的には決まらない（田中1980：483-484；道垣内1998：130）。なぜなら、個々の裁判例はきわめて多くの事実から構成されているため、どれが重要な事実なのかということが問題になるからである。

この重要な事実を見つけ出す方法については様々な議論がある⁽⁸⁾が、1つの方法として、複数の裁判例（裁判の事例）の比較が有効であるとされている。カール・ルウエリン（Karl Llewellyn）は、定評あるロースクルの入門書の中で「裁判例はそれ1つだけで意味を持っているわけではない」と述べている（Llewellyn 1930：49）。そして、その裁判例の射程がどこまでかは、他の複数の裁判例も併せて検討することで初めてわかるということを指摘し、複数の裁判例の比較の重要性を強調している。さらに、比較の仕方としては、次のような方法を提示している。まず、結論が同じであったり類似していたりする裁判例を比較して、それらの裁判例における共通点を拾い出す。そして、結論が異なる裁判例を比較して、それらの裁判例における相違点を拾い出す。こうした比較のための論理的な方法のおおまかな適用で、裁判例同士の突き合わせを行うというものである（Llewellyn 1930：49）。

これに似た方法は、日本の裁判例の分析においても、用いることが勧められている。例えば弥永（2009）では、次のような説明がなされている。第1に「事実関係に含まれる、思いつくかぎりのファクターを挙げて、同じ争点を含んでいると考えられる裁判例について表などを作成し、一覧して、裁判例間の事実関係の相違点はどこにあるかを見つける」（弥永2009：180）、そして第2に「裁判例の結論の相違と事実関係に含まれる個々のファクターの相違が対応していないかどうかを眺め、異なると結論も異なるようなファクター、異なっても結論に影響を与えないファクターを選び出す（弥永2009：180-181）」という方法である。

2. ミルの方法

1で見たように、複数の裁判例を比較することは、判例研究において重要である。ルウエリンは、その際に比較のための論理的な方法を用いるとしていたが、このルウエリンの述べているような方法は、英国の哲学者ジョン・スチュアート・ミル（John Stuart Mill）が体系化した「ミルの方法」と呼ばれる方法とよく似ている⁽⁹⁾。

ミルの方法は、複数の事例を比較して原因となる条件と結果の関係を推論する方法であり、因果関係の推論に主に用いられる。これが1で記したルウエリン等のような、複数の裁判例の比較から「要件」（重要な事実）と「効果」の関係を考える判例研究の方法とよく似ているのである。ミルの方法には、いくつか種類があるが、ここでは代表的な差異法（method of difference）、一致法（method of agreement）について説明する⁽¹⁰⁾。

(1) 差異法

次のような例を考えてみよう⁽¹¹⁾。甲と乙という2人が、同じ食堂で食事をしたとする。甲は食中毒になったが、乙はならなかった。2人の食べたものなどを表にしてみると表1のようになったとする。

表1 差異法の例

	肉	魚	米	味噌汁	食中毒
甲	食べた	食べず	食べた	食べた	なった
乙	食べず	食べず	食べた	食べた	ならなかった

表1では、甲と乙で食べたか否かが異なっているのは肉のみである。すなわち、肉については、甲は食べたが、乙は食べていない。他のものは甲と乙のどちらも食べたか、どちらも食べなかったかである。すると、甲は食中毒になり乙はならなかったその結果を分けている原因は、甲と乙で食べたか否かが唯一異なっている肉である可能性が高い、ということになる。

このように差異法は、原因だと思われる条件 a を持つ事例 1 と、a 以外の条件はすべて事例 1 と同じになっている事例 2 があつたとき、事例 1 で

は結果Yが生じるが事例2では結果Yが生じないということが観察された場合、2つの事例で異なっている条件aが結果Yの原因だと考えるというものである。これは、自然科学における比較対照実験とも似た考え方であるといえる⁽¹²⁾。

(2) 一致法

一致法でも食中毒の例で考えてみる。今度は、甲も乙も食中毒になったとする。2人の食べたものを表にしてみると表2のようになった。

表2 一致法の例

	肉	魚	米	味噌汁	食中毒
甲	食べた	食べた	食べた	食べず	なった
乙	食べた	食べず	食べず	食べた	なった

表2では、甲と乙の両方が食べたのは肉のみである。他のものはすべて、一方の人は食べたがもう一方の人は食べていない。すると甲も乙も食中毒になっている原因は、甲も乙も食べている肉である可能性が高い、ということになる。

このように一致法は、原因だと思われる条件bを持つ事例1と、同様に条件bを持つがそれ以外はすべて事例1と異なっている事例2があったとき、事例1でも事例2でも結果Yが生じるということが観察された場合、2つの事例で共通の条件bが結果Yの原因だと考えるというものである。

3. ミルの方法の限界

ミルの方法は、現在でも使用されており、特に歴史学、政治学、社会学などの分野において、複数事例の事例研究の重要な方法となっている⁽¹³⁾。また、仮にミルの方法という名前と呼ばれていなくても、このような方法を暗に用いて事例の研究を行うことは様々な分野で行われており、法学の判例研究もその1つであることが、IIの1のルウエリンの判例研究の方法の説明などを見るとわかる。

判例研究への質的比較分析（QCA）の応用の可能性

しかし、このようなミルの方法には限界もある。そのうちの1つは、1条件のみ異なっているか、1条件のみ共通であるという場合以外ときには、これらの方法は使えない、というものである。ミルの方法を使うためには、厳密に言えば、表に挙げられていない条件まで含めた上で1条件のみ異なっていたり、1条件のみ共通であったりする必要がある。このような場合は、現実にはそれほど多くはない。判例研究の方法でも、これと似たことが実は指摘されている。ミルの方法に近い判例研究の方法を提示したルウエリンは、複数の裁判例の共通点や相違点を拾い出すことが完全に行えない場合があると述べている（Llewellyn 1930：52）。彼は次のような例を挙げる。事件1は、aとbとcという事実とmという手続で、結果xが生じる。事件2では、手続は同様にmだが、事実はaとbとdで、結果はyとなる。この場合、事件2で結果が変わったのは、事実cが欠如しているからか、それとも事実dが存在しているからかわからない。他の裁判例によってそれがわかることもあるが、最後は自身の技巧と勘に頼るしかないとルウエリンは述べている。

第2に、このミルの方法では基本的に、原因は1つの条件であることを前提としており、結合因果や多元因果という事態は想定していないということが挙げられる（Ragin 1987：36-44）。例えば表1では、唯一異なる条件である肉が食中毒の原因となっているが、肉と魚の両方を食べることで初めて食中毒が発症するという可能性もある。表1の2行だけでは本来であればこの可能性は排除できない⁽¹⁴⁾。このように、条件はそれ自身では効果を現さず、他の条件と一緒になったときのみ効果を現すというものを、結合因果と呼ぶ。また、例えば表2では、肉と魚の両方が食中毒の菌に汚染されており、どちらか一方でも食べれば食中毒になるという可能性も排除できない。このように複数の要因が同じ結果を生み出しうるというものを、多元因果（等結果性）と呼ぶ。この食中毒の例では結合因果や多元因果はもっともらしくないかもしれないが、社会科学の事例では結合因果や多元因果が存在することがありうる。ミルの方法では、こうした結合因果

や多元因果が必ずしもうまく扱えないという問題がある。

Ⅲ QCAによる裁判例の分析の例

ミルの方法を拡張して、こうした限界を超える方法として提示されているのが質的比較分析（QCA）である。このQCAは、チャールズ・レイガン（Charles Ragin）によって提唱されたもので、現在では社会学や政治学などの分野で、複数事例の比較分析の有力な方法の1つとなっている⁽¹⁵⁾。ここでは、このQCAによる具体的な裁判例の分析の仕方を例示する⁽¹⁶⁾。

QCAでは、ミルの方法と同様に複数の事例を比較して原因となる条件と結果の関係を推論するが、その際に論理学、集合論、ブール代数という数学的道具を用いる。これは、量的分析において、確率論、統計学、線形代数等を数学的道具として用いて分析を精密化させ分析ソフトウェアの開発を進めてきたのと同様である。この中でブール代数は、ジョージ・ブール（George Boole）によって19世紀中頃に開発されたもので、0と1の2値をとる変数を用いるものである。ブール代数は論理学の演算で用いられると同時に、集合関係を表すものでもあるため、論理学、集合論、ブール代数の3つは互いにかなりの程度重なり合っている。

QCAで用いられるこれらの数学的道具の中にはなじみのないものもあるかもしれないが、すべてを熟知していなければQCAを理解できないというわけではない（Ragin 1987：85）。QCAで用いられる原理は単純なもののみであり、本稿でもそれらを含めて説明する。

1. 分析対象

データとして取り上げるのは、1930年代から1960年代前半までの米国連邦最高裁判所の「弁護人の援助を受ける権利」（弁護人依頼権、Right to Counsel）に関する裁判例⁽¹⁷⁾である。裁判例（事件）は、表3にある35個を使用する⁽¹⁸⁾。表4は、裁判所の判断に関係があると思われる事実が、

各事件に存在しているときは1、存在していないときは0という2値で表されたデータである。

米国は、合衆国憲法の第6修正で、「すべての刑事訴追において、被告人は……自己の防御のために弁護人の援助を受ける権利を有する」と定めている。しかし、この「弁護人の援助を受ける権利」は、長らく州の刑事手続では十分に保障されてこなかった。これに変化が生じたのが1932年のPowell事件⁽¹⁹⁾である。連邦最高裁は、この事件で初めて合衆国憲法第14修正のデュー・プロセス（適正手続）条項は州の刑事手続を含むと解し、少なくとも一定の場合には、州の刑事手続でも被告人に弁護人の援助を受ける権利があることを認めた。

その後1942年のBetts事件⁽²⁰⁾で、連邦最高裁は、すべての事件において州には弁護人を提供する義務があることを第14修正は要求しているというわけではないと述べた。そして、被告人が抱えている個別の状況を見て、弁護人を付すことが不可欠かどうか判断すべきであるとした。これにより、Betts事件以降、1963年のGideon事件⁽²¹⁾で弁護人の援助を受ける権利は州においてもすべての刑事訴追に及ぶという判例変更がなされるまで、事件ごとに被告人に弁護人を付す必要があるか否かを判断するということが行われていた。このため、一体いかなる場合に被告人に弁護人を付す必要があるのかということが、この当時は問題になっていた。

既にGideon事件による判例変更によって実際的意味を失っているこの問題を例として取り上げるのは、以下の理由からである。第1に、この弁護人の援助を受ける権利の裁判例については、すぐに使用できるデータが存在することである。それは、50年ほど前、Gideon事件の判決が出た頃に、この裁判例を使った本稿の関心とも近い分析がなされていたことによる。すなわち1960年代頃に、ジュリメトリックス（Jurimetrics）（Baade 1964）という名前などの下で、裁判例について当時勃興しつつあったコンピュータを使って、回帰分析やブール代数等の方法で裁判所の判決を予測しようという取り組みが行われていた⁽²²⁾。そこで複数の研究者によって

共通に取り上げられた裁判例が、この弁護人の援助を受ける権利に関するものだったのである。そのため、その当時の文献を当たれば、整備されたデータを利用することが可能となっている。

第2に、この問題の裁判例は数十という適度な数と、複雑性を備えていることも挙げられる。数個の裁判例であれば単純な比較でもかなりのことがわかり、QCAなどの特別な手法を使うまでもないであろう。逆に数百といった数になる場合は量的分析、各事件や判決の内容が過度に複雑な場合は1個の事例

を掘り下げる質
的分析が、むしろQCAよりも適しているかもしれない。

第3に、本稿の目的が、ある法律問題について新しい説を提示することにあるのではなく、分析手法として新しい物を導入することにあるからである。既に過去のものとなり実質的意味を失っている問題を例に取るのは、分析手法に

表3 弁護人の援助を受ける権利に関する裁判例*

番号	事件名	出典
1	Powell v. Alabama	287 U.S. 45 (1932)
2	Avery v. Alabama	308 U.S. 444 (1940)
3	Smith v. O'Grady	312 U.S. 329 (1941)
4	Betts v. Brady	316 U.S. 455 (1942)
5	Williams v. Kaiser	323 U.S. 471 (1945)
6	Tomkins v. Missouri	323 U.S. 485 (1945)
7	House v. Mayo	324 U.S. 42 (1945)
8	White v. Ragen	324 U.S. 760 (1945)
9	Rice v. Olsen	324 U.S. 786 (1945)
10	Hawk v. Olson	326 U.S. 271 (1945)
11	Canizio v. New York	327 U.S. 82 (1946)
12	Carter v. Illinois	329 U.S. 173 (1946)
13	De Meerleer v. Michigan	329 U.S. 663 (1947)
14	Foster v. Illinois	332 U.S. 134 (1947)
15	Gayes v. New York	332 U.S. 145 (1947)
16	Marino v. Ragen	332 U.S. 561 (1947)
17	Bute v. Illinois	333 U.S. 640 (1948)
18	Wade v. Mayo	334 U.S. 672 (1948)
19	Gryger v. Burke	334 U.S. 728 (1948)
20	Townsend v. Burke	334 U.S. 736 (1948)
21	Uveges v. Pennsylvania	335 U.S. 437 (1948)
22	Gibbs v. Burke	337 U.S. 773 (1948)
23	Quicksall v. Michigan	339 U.S. 660 (1950)
24	Palmer v. Asche	342 U.S. 134 (1951)
25	Stroble v. California	343 U.S. 181 (1952)
26	Chandler v. Fretag	348 U.S. 3 (1954)
27	Massey v. Moore	348 U.S. 105 (1954)
28	Herman v. Claudy	350 U.S. 116 (1956)
29	Moore v. Michigan	355 U.S. 155 (1957)
30	Crooker v. California	357 U.S. 433 (1958)
31	Cicenia v. Lagay	357 U.S. 504 (1958)
32	Cash v. Culver	358 U.S. 633 (1959)
33	Hudson v. North Carolina	363 U.S. 697 (1960)
34	McNeal v. Culver	365 U.S. 109 (1961)
35	Reynolds v. Cochran	365 U.S. 525 (1961)

*Kort (1963a) より

判例研究への質的比較分析（QCA）の応用の可能性

注意を集中するためにも、むしろ適切なのではないかと思われる。

表4 各裁判例の条件と結果一覧*

事件	Counsel	Capital	Youth	Illiteracy	NoCourt	Between	NoWaive	NoTime	Complex	Unfair
1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
2	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0
3	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0
4	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
5	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0
6	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0
7	1	0	1	1	0	1	1	1	0	0
8	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0
9	1	0	0	1	1	1	1	0	1	0
10	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0
11	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0
12	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
13	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0
14	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
15	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0
16	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
17	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
18	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0
19	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
20	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1
21	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0
22	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1
23	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
24	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0
25	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
26	1	0	0	1	0	1	1	1	0	0
27	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0
28	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0
29	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0
30	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
31	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
32	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0
33	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0
34	1	0	0	1	1	1	1	0	1	0
35	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0

注 Counsel：弁護人を付すべきと裁判所が判断した、Capital：死刑事件である、Youth：被告人が若年である、Illiteracy：被告人に文字が読めない等の事情がある（他に、正常以下の教育しか受けていない、英語がわからない、精神的能力に重大な瑕疵がある、広く行き渡っている文化との接触が限られているという事情が含まれている）、NoCourt：被告人に刑事裁判の経験がないか不慣れである、Between：罪状認否手続から公判開始までの間弁護人が付いていなかった、NoWaive：弁護人の援助を受ける権利を放棄していない、NoTime：弁護人と相談するためにさらなる時間がほしいという被告人の要求が拒否された、Complex：複雑な事実状況や争点が含まれている事件である、Unfair：裁判官がフェアプレイの欠如の感のある行動をした（以上の変数はすべて1=yes、0=no）

*Kort（1963a）をもとに作成。Lawlor（1963b）も参照。

2. Powell 事件に基づく仮説

最初に、州の刑事手続においても、被告人に弁護人の援助を受ける権利があることを初めて認め、その後の一連の裁判例の基本となった Powell 事件をもとに、弁護人を付すべきと裁判所が判断する場合について差し当たっての仮説を立てておくことにする。

Powell 事件の経緯は、次のようなものだった。黒人少年 9 人による、走行中の貨物列車内での白人少女 2 人への強姦事件が起こった。裁判所は、罪状認否手続 (arraignment) 時に、地区弁護士会の全員を弁護人に選任した。しかし、現実には公判当日の朝になって初めて 1 人が弁護人選任を受諾した。そして、わずか 1 日の裁判で、被告人は 1 人を除いて全員が死刑という判決を言い渡された、という事件である。連邦最高裁判所は、「被告人に対する手続の中でおそらく最も重要な時期、すなわち弁護人との相談、徹底的な調査および準備がきわめて重要である罪状認否手続から公判開始時までの間の期間を通じて」(Powell v. Alabama, 287 U.S. 45, 57)、被告人は弁護人の援助を受けられなかったと認定している。

そして、さらに連邦最高裁は、弁護人を付すべき場合について次のように述べている。

「本件で必要な判断は、死刑事件における被告人が弁護人を雇えず、無知、精神薄弱、文字が読めないこと等のために、自身を十分に防御できない場合には、要求のあるなしにかかわらず、法のデュー・プロセスに必須のものとして、被告人のために弁護人を選任することは裁判所の義務であるということ、そして事件の準備と公判において効果的な援助をすることができないような時期や状況下で弁護人を選任しても、この義務は果たされたことにはならないということである。」(Powell v. Alabama, 287 U.S. 45, 71)

Powell 事件のこの部分から、被告人に弁護人を付すべきと裁判所が判断す

る場合について、例えば次のような仮説⁽²³⁾が立てられる。

Capital × (Youth + Illiteracy) × Between → Counsel (1)

これは論理式であり、矢印の左側は条件の組み合わせ、右側は結果を表している。そして、矢印は条件と結果の関係が十分条件であることを表している。例えばA→Bは「AならばB」、AがBの十分条件であることを表している。十分条件とは、すなわち矢印の左側の条件の組み合わせさえ満たせば矢印の右側の結果が生じるが、他の条件の組み合わせでも結果が生じることは否定されていない、というものである⁽²⁴⁾。

Capital等の意味は、表4の下に書かれているものと同様である。すなわち、Capitalは死刑事件であること、Youthは被告人が若年であること、Illiteracyは被告人に文字が読めない等の事情があること、Betweenは罪状認否手続から公判開始までの間弁護士が付いていなかったこと、Counselは弁護士を付すべきと裁判所が判断したことを表している。

×と+は通常の数式演算の記号ではなく、論理式における記号である⁽²⁵⁾。×は論理積を表しており、A×Bは「AかつB」、すなわちAもBも両方とも存在することを表している。+は論理和を表しており、A+Bは「AまたはB」、すなわちAとBの片方だけ存在するか両方存在するかどちらかであることを表している。計算の順序は通常の数式と同様で、+より×が優先され、また括弧の中を再優先で計算する。

以上から(1)の論理式は、「死刑事件であり、かつ被告人が若年であるかまたは文字が読めない等の事情があり、かつ罪状認否手続から公判開始までの間弁護士が付いていなかったならば、弁護士を付すべきと裁判所が判断する」ということになる。

以上は十分条件についての仮説であったが、必要条件についても仮説が立てられる。必要条件は、結果が存在する場合には、必ず存在していなければならない条件のことである。結論から先に述べれば、今の場合、

Between が Counsel の必要条件であると予想される。論理式で書けば $\text{Between} \leftarrow \text{Counsel}$ となり、矢印は十分条件の \rightarrow とは逆向きで表される。

必要条件が何かということは、**図1**のようなベン図を書くとうわかりやすい。この図では、Counsel の丸が Between の丸の中に完全に入っている。これは言い換えれば、弁護人を付すべきと裁判所が判断することの集合が、罪状認否手続から公判開始までの間弁護人が付いていなかったことの集合の部分集合となっているということである。これは、弁護人を付すべきと裁判所が判断する場合は、必ず罪状認否手続から公判開始までの間弁護人が付いていない、ということの意味している。ただ注意することとしては、逆に罪状認否手続から公判開始までの間弁護人が付いていないからといって、必ず弁護人を付すべきと裁判所が判断するわけではなく、罪状認否手続から公判開始までの間弁護人が付いていないにもかかわらず弁護人を付さなくてもよいと裁判所が判断する場合もある（**図1**の灰色の部分）ということである。

このような仮説を立てたのは、Capital、Youth、Illiteracy、Between の4つの条件の中でこの Between のみが弁護人が付いているか否かに関わる条件なので、これは必ず裁判所の判断の前提となるはずだと考えられるからである。それに対して他の条件については、連邦最高裁が、弁護人を付す

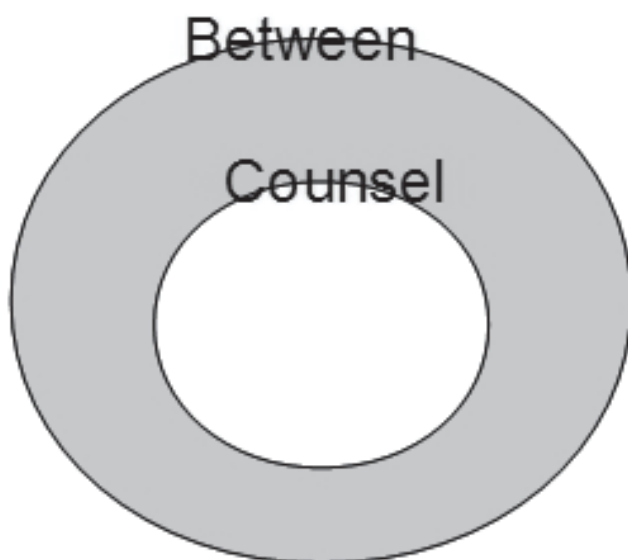


図1 必要条件のベン図

べき場合について、本件以外の刑事事件、すなわち他の状況においてもどうかということについてはここで判断する必要はない、と述べていることから必ず存在する条件、つまり必要条件とみなすことは難しいと考えられる。

3. Powell 事件から Betts 事件まで

以下では、裁判例を一度に QCA で分析するのではなく、古い方から時系列に従っていくつかに区切って見ていくことにする。通常 QCA の対象とされることが多い政治学や社会学における事例の国際比較や歴史的比較に比べ、判例研究ではこのような方法が有効だと思われる。なぜなら、裁判所が過去の裁判例を明確に意識してそれを踏まえつつ新たな判決を下すという構造になっているからである。通常の国際比較や歴史的比較で使われる事例はこのような構造になっていることはほとんどなく、この点は裁判例の 1 つの顕著な特徴だと思われる。これまで行われてきた通常の判例研究においても、裁判例の変遷を時系列に従って追っていくということはよく行われており、ここで QCA を用いて行う分析はこれまで行われてきたそれをさらに発展させたものとして捉えることができると思われる。

まず、ここでは最初の Powell 事件から Betts 事件までを検討する。ここで区切るのは、Betts 事件によって州の刑事手続では弁護人を付すべきと裁判所が判断するのは一定の場合にとどまることが明らかになったからである。

ただ、ここまでの事件数はまだ 4 個しかないため、未確定の部分も多く、ここで出された分析結果は正確ではないことに注意しておく必要がある。その限界を念頭に置いたうえで、事件数も条件もまだ少ないことは、分析の仕方を示す上では逆に好都合なので、あえてこの少ない事件数で最初の分析を行う。

(1) 必要条件の分析

最初は必要条件の分析から行うのが一般的である (Schneider & Wagemann 2012 : 278)。ある条件が Counsel の必要条件になっている可能性があるかを確認するには、Counsel が 1 のときにその条件が常に 1 になっているかどうかを確認すればよい⁽²⁶⁾。すると、当初考えていた Between は、Counsel が 1 のときに常に 1 になっているのでこの条件を満たす。し

たがって、罪状認否手続から公判開始までの間弁護人が付いていないことは、弁護人を付すべきと裁判所が判断することの必要条件である可能性がある。現段階では、他にも Counsel が 1 のときに常に 1 になっている条件があるが、まだ事件数が少ないので、ここでは当初の仮説の確認にとどめておくことにする。

(2) 真理表の作成

次の段階として、表 4 のデータから、真理表を作成する。真理表では、条件の存在／不存在の、考えうるすべての組み合わせが、表の行に記載されている。そして、各行に対して、その行に対応する結果、その行に該当する事件数 (n)、 n のうち結果が 1 になっている事件の割合 (整合度⁽²⁷⁾)、事件名を書く⁽²⁸⁾。そうしてできあがったのが表 5 である。ただし、今の場合条件を 4 個考えているので、完全な真理表では $2^4 = 16$ 個の行があるが、表 5 ではそのうち、該当する事件がある行 4 個のみを記載している。

この真理表を見ると、各事件においてどのような条件が存在していたか、あるいはしていなかったかということがわかりやすくなる。同じ条件の存在・不存在の組み合わせの事件が同じ行にまとめられるので、事件をタイプで分ける際に使用することもできると思われる。

表 5 を見ると、事件 1 の Powell 事件は 4 つの条件がすべてそろっている。また事件 3 の Smith 事件は、死刑事件ではないが、被告人に文字が読めない等の事情があり、かつ罪状認否手続から公判までの間弁護人が付いていなかったということで、弁護人を付すべきと判断された。事件 4 の Betts 事件は、死刑事件でないうえに、被告人が特に若年だったわけでも字が読めなかったわけでもなかったことがわかる。その結果、弁護人を付すべきと裁判所には判断されなかった。事件 2 の Avery 事件は、死刑事件だが、若年でもなく、かつ文字も読め、かつ罪状認否手続から公判までの間弁護人が付いていなかったわけでもないのに、これも弁護人を付すべきと裁判所には判断されなかった、と見ることができる。

判例研究への質的比較分析（QCA）の応用の可能性

真理表の各行は、結果の存在または不存在の十分条件になっており、論理式で表せる。例えば、表5の1行目は $\sim\text{Capital} \times \sim\text{Youth} \times \text{Illiteracy} \times \text{Between} \rightarrow \text{Counsel}$ という論理式となる。 \sim は条件の否定を表している⁽²⁹⁾。例えばCapitalは「死刑事件であること」だったので、 $\sim\text{Capital}$ はその否定で「死刑事件でないこと」ということを意味する⁽³⁰⁾。

表5の真理表の場合、結果が存在している行、すなわちCounselが1である行は1行目と2行目である。よって、弁護人を付すべきと裁判所が判断するのはこの2行なので、論理式にまとめると次のようになる。

$$\sim\text{Capital} \times \sim\text{Youth} \times \text{Illiteracy} \times \text{Between} + \text{Capital} \times \text{Youth} \times \text{Illiteracy} \times \text{Between} \rightarrow \text{Counsel} \quad (2)$$

論理式でも普通の数式と同様に、結合法則や分配法則を使って式をまとめることができるので、今の論理式を下のようにまとめることもできる。

$$(\sim\text{Capital} \times \sim\text{Youth} + \text{Capital} \times \text{Youth}) \times \text{Illiteracy} \times \text{Between} \rightarrow \text{Counsel} \quad (3)$$

(3) 反事実的分析（論理的残余の扱い方）

式(2)や式(3)のように、該当する事件のある行のみの真理表から求めた、結果の存在や不存在の論理式のことを、複雑解（complex solution）と呼ぶ⁽³¹⁾。この複雑解の論理式は真理表のすべての行を考慮しているわけではないため、この論理式から一般的な理論を導くことは難しい。なおかつ、論理式の形があまり簡潔ではないという点も、論理式から一般的な理論を導くことの障害となっている。

これを解消するためには、該当する事件のない行（これを論理的残余 logical remainder と呼ぶ）についても、何らかの形で考慮して論理式を求める必要がある。そのためには、もし該当する事件があったらその行の結

果（弁護人を付すべきと裁判所が判断する）はどうかということ予想し、それを論理式に取り込むことになる。このような分析を反事実的分析（反実仮想分析、counterfactual analysis）という。

現在主流となっている反事実的分析の方法は、以下のようなものである⁽³²⁾。これは、最もよく使われるQCAのソフトであるfs/QCAでも採用されている。まず、複雑解を構成するのに使った真理表の行に加え、論理的残余の行のうち論理式の形をできるかぎり簡単なものにするような行を探して（これは人間が判断するのは難しくfs/QCAを使って探すのがよい）、そのような行の結果は1になるものと仮定して、これも含めて新しい論理式を作る。この新しい論理式を、簡潔解（parsimonious solution）と呼ぶ。

例えば、今の Betts 事件までの分析の例では、表 6 を見ながらこれを行う。この表 6 は、論理的残余の行も含めて $2^4 = 16$ 個の行すべてを書いた、完全な真理表である。結果 Counsel の値が 1 や 0 でなく ? になっている行が、論理的残余の行である。この行は該当する事件がないので、弁護人を付すべきと裁判所が判断するかどうか実際の判断が確認できていないため、このような表現になっているのである。式(2)や式(3)の複雑解においては、こうした論理的残余の行は考慮していなかった。論理的残余の行を含めずに、結果 Counsel が 1 の行で構成したのが複雑解である。表 6 の場合、「複雑解」のところに○が付いている行が、複雑解を構成している行である。

それに対して、論理的残余の行のうち論理式の形をできるかぎり簡単なものにするような行も含めて導くのが簡潔解であったが、表 6 の場合、「簡潔解」のところに○が付いている行が、簡潔解を構成している行である。これは、Illiteracy が 1 の行すべてに当たるので、これらの行をすべてまとめると、Illiteracy → Counsel という非常に簡単な論理式となる。これがこの場合の簡潔解である。

ただし、簡潔解自体は、そこから何か結論を導くために使用すべきではない。「とにかく論理式が簡単になるように」との観点で論理的残余を式に含めるか否かを決めているので、含めることがもっともらしくない行ま

で含めてしまっている可能性があるからである。簡潔解に含めている論理的残余の行のうち、そうした行を除いてでき上がるのが、最終的な解である中間解 (intermediate solution) である。

含めることがもっともらしい行 (容易な反事実的仮定、easy counterfactual) と、もっともらしくない行 (困難な反事実的仮定、difficult counterfactual) はどれかということは、表 6 を例に取れば、次のように考える。

例えば、表 6 の場合、1 行目の \sim Capital \times \sim Youth \times Illiteracy \times Between の場合は Counsel が生じることが、実際の事件からわかっている。今、条件である 4 つはそれぞれ、否定よりも肯定のときに Counsel が生じやすいことが、Powell 事件などの裁判所の言葉から予想できる。例えば、死刑事件でない (\sim Capital) よりも死刑事件である (Capital) 方が、弁護人を付すべきと裁判所が判断しやすいと思われる。このような、各条件は否定と肯定とどちらのときに結果が生じやすくなるのかという予想のことを、方向性予想 (directional expectation) と呼ぶ。

この方向性予想を使うことで、容易な反事実的仮定と困難な反事実的仮定がどれかが、次のように判断できる。今、方向性予想として \sim Capital よりも Capital の方が Counsel が生じやすいということがある。よって、 \sim Capital \times \sim Youth \times Illiteracy \times Between で Counsel が生じるならば、例えば Capital \times \sim Youth \times Illiteracy \times Between ではなおさら Counsel は生じやすい。したがって、Capital \times \sim Youth \times Illiteracy \times Between の行 (表 6 の 13 行目) は、Counsel の値は 1 になるということが予想できる。このような予想ができる行が、容易な反事実的仮定である。この行は簡潔解に含まれており、最終的な中間解でも含まれるということになる。それに対して例えば、 \sim Capital \times \sim Youth \times Illiteracy \times \sim Between の行 (表 6 の 6 行目) は簡潔解に含まれているが、これは困難な反事実的仮定であり、中間解では含まれない。なぜならこの行は、1 行目の \sim Capital \times \sim Youth \times Illiteracy \times Between から Between を否定に変えたものだが、方向性予想から Between を否定に

論 説

変えると Counsel は生じにくくなるので、Counsel が生じるという予想が立てにくくなるからである。このような考え方により、簡潔解に含まれる論理的残余のうち困難な反事実的仮定を除いて容易な事実的仮定のみを残すと、表 6 の「中間解」のところに○が付いている行が選ばれる。

その中間解のところに○の付いている行をまとめて論理式で表すと、下のようになる。

$$\begin{aligned} &\sim\text{Capital} \times \sim\text{Youth} \times \text{Illiteracy} \times \text{Between} + \text{Capital} \times \text{Youth} \times \text{Illiteracy} \times \\ &\text{Between} + \sim\text{Capital} \times \text{Youth} \times \text{Illiteracy} \times \text{Between} + \text{Capital} \times \sim\text{Youth} \times \\ &\text{Illiteracy} \times \text{Between} \rightarrow \text{Counsel} \end{aligned} \quad (4)$$

この論理式は、次のような考え方で簡単にすることができる。例えば、 $A \times B \times C$ でも $\sim A \times B \times C$ でも結果 Y が生じるとしたら、条件 A は存在していてもしていなくても関係なく結果が生じるということなので、 $B \times C$ で結果 Y が生じると言ってもよいと考えられる。すなわち、 $A \times B \times C + \sim A \times B \times C \rightarrow Y$ は、 $B \times C \rightarrow Y$ と簡単にできる。このように論理式の2つの項が1つの条件のみ存在と不存在が異なっている場合（今の場合だと A と $\sim A$ ）、その条件は消して2つの項を1つにまとめることができる。

これを使うと、(4)式の第1項と第3項がまとめられ $\sim\text{Capital} \times \text{Illiteracy} \times \text{Between}$ 、第2項と第4項がまとめられ $\text{Capital} \times \text{Illiteracy} \times \text{Between}$ となる。したがって、(4)式は

$$\sim\text{Capital} \times \text{Illiteracy} \times \text{Between} + \text{Capital} \times \text{Illiteracy} \times \text{Between} \rightarrow \text{Counsel}$$

と簡単になり、さらにこの第1項と第2項をまとめて

$$\text{Illiteracy} \times \text{Between} \rightarrow \text{Counsel} \quad (5)$$

判例研究への質的比較分析（QCA）の応用の可能性

となる。この(5)式が、最終的な中間解である。すなわち、Betts 事件までの分析では、弁護人を付すべきと裁判所が判断するということの十分条件は、文字が読めない等の事情があり、かつ罪状認否手続から公判までの間弁護人が付いていなかったということである、と考えられることになる。

以上は中間解の中身を理解するために、手計算で中間解を導いたが、ソフトウェアfs/QCAを使用すれば、いくつかクリックするだけでこの(5)式を得ることができる。それだけでなく、中間解の各項に該当する実際の事件はどれかということや、それが全事例のうちの何%に当たるかということも出力してくれる。今の例の場合には、表7のようになる。この表7の「当該項でカバーされる事件」には、表3の事件の番号が記載されている。Counselが1の事件中の割合は、その項でカバーされている事件の数の、Counselが1の全事件の中での割合を示している。今の場合、Counselが1の全事件は1と3の2つで、どちらもIlliteracy×Betweenの項でカバーされているので100%となっている。

当初の仮説とのずれを確認しておく。当初の仮説である論理式(1)は、真理表の行で言えば、表6の「当初の仮説」というところに○の付いている行となる。これを見ると、中間解に含まれている行もあれば、含まれていない行もあり、必ずしも当初の仮説通りになっていないことがわかる。当初の仮説では、表6の真理表の1行目のような非死刑事件については、弁護人を付すべきだと裁判所が判断する場合があると考えていなかったが、そのような場合があることが、実際の事件（表3の3番）で示されている。さらにその非死刑事件をもとにして、真理表の10行目のような事件でも弁護人を付すべきという判断がなされるという、当初の仮説にはない予想が立てられるようになっていく。逆に、真理表の15行目については、当初の仮説には含まれていたものの、中間解では含まれていない⁽³³⁾。今は含まれていないものの、未だ事件数が4個と少ないので、事件数がさらに増えるとこの部分も、実際の事件や反事実的分析によって含まれるようになる可能性がある。

表5 Betts事件までの真理表（該当する事件のある行のみ）

Capital	Youth	Illiteracy	Between	Counsel	<i>n</i>	整合度	事件
0	0	1	1	1	1	1	3
1	1	1	1	1	1	1	1
0	0	0	1	0	1	1	4
1	0	0	0	0	1	0	2

表6 Betts 事件までの真理表（全体）と、それぞれの解での行の使用

Capital	Youth	Illiteracy	Between	Counsel	複雑解	簡潔解	中間解	当初の仮説
0	0	1	1	1	○	○	○	
1	1	1	1	1	○	○	○	○
0	0	0	1	0				
1	0	0	0	0				
0	0	0	0	?				
0	0	1	0	?		○		
0	1	0	0	?				
0	1	0	1	?				
0	1	1	0	?		○		
0	1	1	1	?		○	○	
1	0	0	1	?				
1	0	1	0	?		○		
1	0	1	1	?		○	○	○
1	1	0	0	?				
1	1	0	1	?				○
1	1	1	0	?		○		

表7 Betts事件までの中間解

中間解の項	Counselが1の 事件中の割合	当該項でカバー される事件
Illiteracy × Between	100%	1,3

Counselが1の事件数 = 2個(全事件が中間解でカバー)

4. House 事件まで

3のBetts事件まででは事件数は4個しかなかったため、分析結果自体からあまり詳しいことは言えなかった。今度は3で説明したのと同じ方法を用いつつ、もう少し後、表3の7番のHouse事件までについて分析を試みる。

(1) 必要条件の分析

3の(1)のときと同様、Counselが1のときにその条件が常に1になっているものが、必要条件である可能性がある。4つの条件のうち、Counselが1のときにその条件が常に1になっているものはBetweenだけである。すなわち、当初の仮説から、やはり変わらずにBetweenが必要条件の可能性があるとすることができているということである。

(2) 真理表の作成

次に真理表（該当する事件のある行のみ）を作成すると表8のようになる。1行目を見ると、Betts事件以降、死刑事件で、かつ若年でも文字が読めない等の事情があるわけでもなく、かつ罪状認否手続から公判開始までの間弁護人が付いていなかった事件が続いたことがわかる。他に3行目の、非死刑事件で、かつ若年で文字が読めない等の事情があり、かつ罪状認否手続から公判開始までの間弁護人が付いていなかった事件も付け加わった。

表8では、結果の存在がしている行、すなわちCounselが1である行は1行目から4行目である。よって、弁護人を付すべきと裁判所が判断するのはこの4行なので、論理式にまとめると次のようになる。

$$\begin{aligned} & \text{Capital} \times \sim \text{Youth} \times \sim \text{Illiteracy} \times \text{Between} + \sim \text{Capital} \times \sim \text{Youth} \times \text{Illiteracy} \times \\ & \text{Between} + \sim \text{Capital} \times \text{Youth} \times \text{Illiteracy} \times \text{Between} + \text{Capital} \times \text{Youth} \times \text{Illiteracy} \\ & \times \text{Between} \rightarrow \text{Counsel} \end{aligned}$$

これは3の(3)と同様の方法で簡単に得ることができる。第2項と第3項は $\sim \text{Youth}$ と Youth という部分のみ異なるのでこの部分を消して $\sim \text{Capital} \times \text{Illiteracy} \times \text{Between}$ とまとめられる。第3項⁽³⁴⁾と第4項は $\text{Youth} \times \text{Illiteracy} \times \text{Between}$ とまとめられる。よって、複雑解は次のようになる⁽³⁵⁾。
 $\text{Capital} \times \sim \text{Youth} \times \sim \text{Illiteracy} \times \text{Between} + \sim \text{Capital} \times \text{Illiteracy} \times \text{Between} +$

Youth × Illiteracy × Between → Counsel

表 8 House事件までの真理表（該当する事件のある行のみ）

Capital	Youth	Illiteracy	Between	Counsel	<i>n</i>	整合度	事件
1	0	0	1	1	2	1	5,6
0	0	1	1	1	1	1	3
0	1	1	1	1	1	1	7
1	1	1	1	1	1	1	1
0	0	0	1	0	1	0	4
1	0	0	0	0	1	0	2

(3) 反事実的分析

(2)で、該当する事件のない行である論理的残余の行を含めない複雑解を求めたが、この論理式から一般的な理論を導くことは難しい。論理的残余の行を含めた中間解をさらに求める必要がある。論理的残余の行をすべて含めた真理表は、表 9 のようになる。論理的残余の行について、表 9 の「簡潔解」のところに○の付いている行を含めて論理式を構成すると、最も簡単な形の論理式である簡潔解が求められる。

ただ、この簡潔解には、含めることがもっともらしい行（容易な反事実的仮定）だけでなく、もっともらしくない行（困難な反事実的仮定）も含まれているので、後者を除く必要がある。それには、条件である 4 つはそれぞれ否定よりも肯定のときに Counsel が生じやすい、という方向性予想が利用する。例えば、表 9 の 1 行目の Capital × ~Youth × ~Illiteracy × Between では Counsel が生じることがわかっているので、13 行目の Capital × ~Youth × Illiteracy × Between はなおさら Counsel が生じやすい。

これをもとに、含めることがもっともらしい行（容易な反事実的仮定）と、もっともらしくない行（困難な反事実的仮定）を判定すると、表 9 の「中間解」のところに○の付いている行が、含めることがもっともらしい行ということになる。

これらの行を論理式にして簡単にすると、最終的に次の式になる⁽³⁶⁾。

Capital × Between + Illiteracy × Between → Counsel (6)

表 9 では、この中間解の各項でカバーされている事件の割合や事件の番号が記載されている。「Counsel が 1 の事件中の割合 (粗)」は、その項でカバーされている事件の数の、Counsel が 1 の全事件の中での割合を示している⁽³⁷⁾。例えば、Capital × Between でカバーされている事件は、表 3 の番号で言えば 1 番と 5 番と 6 番で、Counsel が 1 の全事件 (1、3、5、6、7 番) の 60% なので、60% と記載されている。また、「Counsel が 1 の事件中の割合 (固有)」は、複数の項でカバーされている事件を除いた割合である⁽³⁸⁾。例えば、Capital × Between でカバーされている事件のうち 1 番の Powell 事件は Illiteracy × Between の項でもカバーされているので、これを除いた 5 番と 6 番の Counsel が 1 の全事件の割合である 40% がこの部分の記載となる。この「Counsel が 1 の事件中の割合 (粗)」や「Counsel が 1 の事件中の割合 (固有)」の数字は、その項がどれぐらいの重要性を持つものかということの目安の 1 つとなる。

この (6) 式は、前の Betts 事件までの中間解である (5) 式と比べて Capital × Between の項が増えている形になっている。死刑事件について、特にそれ以外のものよりも条件の緩い形で、弁護人を付すべきと判断されることが明らかになってきたということだと考えられる。実際、山中 (1970: 58) や Lewis (1989) においても、「死刑判決の可能性のある事件とそうでない他のすべての事件との間に一線を画していることが明らかになった」としており、死刑事件はそうでないものと違うということが指摘されている。(5) 式から (6) 式への変化は、表 8 の真理表の 1 行目や、表 10 の「当該項でカバーされている事件」のところを見ればわかるように、5 番の Williams 事件や 6 番の Tomkins 事件の影響によるものである。

当初の仮説との関係を最後に考える。表 9 の真理表の「当初の仮説」の部分を見ればわかるように、この House 事件までになると、当初の仮説に

論 説

含まれていて中間解に含まれていない行はなくなる。当初の仮説に含まれていなかったものは、非死刑事件と、それから1行目の死刑事件だが若年という条件と読み書きができないという条件とが両方ない場合である。死刑事件の場合、当初の仮説を超えて条件が緩くても、弁護人を付すべきと判断される可能性があることがわかったことになる。

表9 House事件までの真理表(全体)と、それぞれの解での行の使用

Capital	Youth	Illiteracy	Between	Counsel	複雑解	簡潔解	中間解	当初の仮説
1	0	0	1	1	○	○	○	
0	0	1	1	1	○	○	○	
0	1	1	1	1	○	○	○	
1	1	1	1	1	○	○	○	○
0	0	0	1	0				
1	0	0	0	0				
0	0	0	0	?				
0	0	1	0	?		○		
0	1	0	0	?				
0	1	0	1	?				
0	1	1	0	?		○		
1	0	1	0	?		○		
1	0	1	1	?		○	○	○
1	1	0	0	?				
1	1	0	1	?		○	○	○
1	1	1	0	?		○		

表10 House事件までの中間解

中間解の項	Counselが1の事件中の割合(粗)	Counselが1の事件中の割合(固有)	当該項でカバーされる事件
Capital×Between	60%	40%	1,5,6
Illiteracy×Between	60%	40%	1,3,7

Counselが1の事件数 = 5個 (全事件が中間解でカバー)

5. White事件まで

次に、House事件の直後であるが、表3の8番のWhite事件まで含めた分析を行う。ここにおいて、初めて「矛盾のある行」が登場するからである。

(1) 必要条件の分析

今までと同様の方法で、やはり変わらずに Between が必要条件の可能性があるということが出来る。

(2) 真理表の作成 (矛盾のある行の扱い方)

真理表を作成すると、表11のようになる。ここで問題は、5行目である。5行目は、4番の事件は Counsel が 0 (弁護人を付さなくてもよいと裁判所が判断)、8番の事件は Counsel が 1 (弁護人を付すべきと裁判所が判断) となっており、結果が一貫していない。これを「矛盾のある行」(contradictory row) と呼ぶ。「整合度」の部分の数字は、その行の事件数 n のうち Counsel が 1 となっている割合を表しているので、この整合度が 0 や 1 でなく小数になっている場合にはその行は矛盾があると判断できる。

矛盾がある行では結果 (Counsel) が 0 か 1 かをそのままでは確定できない。このような場合の対処法として、いくつかの方法が考えられる (Rihoux & Ragin 2008 : 48-56; Schneider & Wagemann 2012 : 120-123)。第1に基本となる方法は、真理表に条件を付け加えるというものである。付け加えられた条件が、事件の区別のための新たな情報源となりうるので、この方法で矛盾が解消できる可能性がある。第2は、事件を除いたり含めたりすることで、研究対象の母集団の定義を定め直すというものである。第3は、条件や結果の定義などを再考することで、0と1の数値の割り振りを見直すというものである⁽³⁹⁾。

これらの方法は、判例研究の重要なテクニックである「区別」(distinction)に通じるものがあると思われる。特に判例法の国である米国や英国では、一見したところでは先例と矛盾するように見える裁判例を、先例をなるべく狭く解することで、先例とは異なるものと解することによって矛盾のないものと説明することが行われてきた (田中1980 : 490; 道垣内1998 : 131; Llewellyn 1930 : 40)。各裁判例の結論は各事件の重要な事実を前提としているので、重要な事実が異なる事件であれば、先例とは結論が違っても

不思議ではないと解することができる。そのため、矛盾する事件がある場合には、重要な事実が違うことをうまく説明すればよいということになる。

日本においても判例研究において、最高裁レベルの裁判例の間では、明白な判例変更がないかぎり矛盾・衝突がないと最初は仮定して、一見矛盾するような裁判例の事実関係の違いを検討してみるとということが勧められている（弥永2009：174）。

今の例の場合、真理表に条件を付け加えるという方法で、矛盾に対処可能である。4番も8番の事件も、若年であったり文字が読めない等の事情があったりするわけではないことに変わりはない。しかし、4番のBetts事件の場合にはさらに裁判所は、被告人はかつて刑事裁判所に出頭し、窃盗罪で有罪の答弁をして刑に服したことがあるため、刑事裁判に全く経験がないわけではなかったことを指摘している。そして、Betts事件ではそれもあって弁護人を付さなくてもよいと判断された。それに対して、8番のWhite事件の場合には、こうした刑事裁判の経験といったものについては言及がない。そのため、このような「被告人に刑事手続の経験がない」という条件を付け加えることで、この2つの事件を区別して矛盾を解消できるのではないかと思われる。

表12が、そうした「被告人に刑事手続の経験がない」という条件（NoCourt）を付け加えた真理表である。これを見ると4番と8番の事件が違う行に分かれることで、うまく矛盾が解消していることがわかる。

表11 White事件までの真理表（該当する事件のある行のみ）

Capital	Youth	Illiteracy	Between	Counsel	<i>n</i>	整合度	事件
1	0	0	1	1	2	1	5,6
0	0	1	1	1	1	1	3
0	1	1	1	1	1	1	7
1	1	1	1	1	1	1	1
0	0	0	1		2	0.5	4,8
1	0	0	0	0	1	0	2

表12 条件を付け加えた White 事件までの真理表（該当する事件のある行のみ）

Capital	Youth	Illiteracy	NoCourt	Between	Counsel	<i>n</i>	整合度	事件
1	0	0	1	1	1	2	1	5,6
0	0	0	1	1	1	1	1	8
0	0	1	1	1	1	1	1	3
0	1	1	0	1	1	1	1	7
1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	0	0	0	1	0	1	0	4
1	0	0	1	0	0	1	0	2

(3) 反事実的分析

ここからは、今までと違い論理的残余を含む真理表を示さずに、中間解を最初から示すことにする。条件の数が増えていくと、真理表の行の数が増えていくので、論理的残余を含む真理表を示すことが煩雑になるからである。

今の場合、中間解⁽⁴⁰⁾は以下のようなになる。

NoCourt × Between + Youth × Illiteracy × Between → Counsel

(6)式ではあった死刑事件についてはここではいったん消え、被告人の刑事裁判の経験のあるなしが全面に出てきている。この White 事件までの裁判例では、刑事裁判の経験がない被告人は、若年や読み書きなど他の条件がどうあれ、罪状認否手続から公判までの間弁護人が付いていなければ、弁護人を付けるべきと裁判所が判断してきたことがわかる。さらに、各項の詳細を示した表13から、被告人の刑事裁判の経験のない事件は数的にもかなり多いことがわかる。

表13 White 事件までの中間解

中間解の項	Counselが1の事件 中の割合(粗)	Counselが1の事件 中の割合(固有)	当該項でカバー される事件
NoCourt × Between	83%	67%	1,3,5,6,8
Youth × Illiteracy × Between	33%	17%	1,7

Counselが1の事件数 = 6個（全事件が中間解でカバー）

6. Foster 事件まで

次に、**表 3** の14番の Foster 事件まで含めた分析を行う。ここが次に「矛盾のある行」が登場するところだからである。

(1) 必要条件の分析

今までと同様の方法で、やはり変わらずに Between が必要条件の可能性があるということが出来る。

(2) 真理表の作成

真理表を作成すると、**表14**のようになる。7行目の整合度を見ると、この行が矛盾のある行であることがわかる。すなわち、8番の事件は Counsel が1、14番の事件は Counsel が0となっている。

この場合も条件を付け加えることで、矛盾を解消することができる。付け加えるものとして、「弁護人と相談するためにさらなる時間がほしいという被告人の要求が拒否された」(NoTime) という条件を考える。なぜなら、8番と14番の事件の判決を見てみると、次のようなことがわかるからである。

8番の White 事件の場合、公判の前に弁護人が裁判所により選任されたが、その弁護人は、被告人と相談せず被告人がお金を払わないかぎり何もしないと行った。そして、弁護人が被告人の意思を無視して有罪の答弁をし、裁判所は、被告人が弁護人と相談したいと言うのを無視したという事情があった。しかし、14番の Foster 事件にはそうした事情はなく、裁判所は、有罪の答弁の際に何か正義に反するようなことが行われたという証明はなされていない、と指摘している。

条件を付け加えた真理表は、**表15**のようになる。これを見ると、矛盾がうまく解消していることがわかる。

表14 Foster 事件までの真理表 (該当する事件のある行のみ)

Capital	Youth	Illiteracy	NoCourt	Between	Counsel	<i>n</i>	整合度	事件
0	0	1	1	1	1	2	1	3,9
1	0	0	1	1	1	2	1	5,6
0	1	0	1	1	1	1	1	13
0	1	1	0	1	1	1	1	7
1	0	0	0	1	1	1	1	10
1	1	1	1	1	1	1	1	1
0	0	0	1	1		2	0.5	8,14
1	0	0	1	0	0	2	0	2,12
0	0	0	0	1	0	1	0	4
0	1	1	1	0	0	1	0	11

表15 条件を付け加えた Foster 事件までの真理表 (該当する事件のある行のみ)

Capital	Youth	Illiteracy	NoCourt	Between	NoTime	Counsel	<i>n</i>	整合度	事件
0	0	1	1	1	0	1	2	1	3,9
1	0	0	1	1	0	1	2	1	5,6
0	0	0	1	1	1	1	1	1	8
0	1	0	1	1	0	1	1	1	13
0	1	1	0	1	1	1	1	1	7
1	0	0	0	1	0	1	1	1	10
1	1	1	1	1	0	1	1	1	1
0	0	0	0	1	0	0	1	0	4
0	0	0	1	1	0	0	1	0	14
0	1	1	1	0	0	0	1	0	11
1	0	0	1	0	0	0	1	0	12
1	0	0	1	0	1	0	1	0	2

(3) 反事実的分析

条件 6 つすべてについて肯定の方が否定よりも Counsel が生じやすいという方向性予想をもとに、中間解⁽⁴¹⁾を導く。中間解は今までに比べて複雑になるので、これ以降は表16のような項ごとに分けた形でのみ確認することにする。

形は複雑になったが、Between はすべての項についている (必要条件だから) ので、とりあえず論理式にまとめるときは、括弧の外にくくりだすこともできるので置いておく。表16を見ると、死刑事件は 4 行目と 5 行目だが、死刑事件の方が、非死刑事件よりも他に兼ね備えていないといけない条件は少ない傾向にあることがわかる。死刑事件では、さらに相談したいということの拒否か、刑事裁判の経験がないのみで、弁護人を付すべき

と判断されているのに対し、非死刑事件ではそれだけでは足りず、さらに相談したいということの拒否と刑事裁判の経験がないことの両方が言えるか、片方の場合には若年や文字が読めないことなどの条件を兼ね備えていなければならないとなっている。

表16 Foster 事件までの中間解

中間解の項	Counselが1の事件 中の割合(粗)	Counselが1の事件 中の割合(固有)	当該項でカバー される事件
NoCourt×NoTime×Between	11%	11%	8
Illiteracy×NoCourt×Between	33%	22%	1,3,9
Youth×NoCourt×Between	22%	11%	1,13
Capital×NoTime×Between	11%	11%	10
Capital×NoCourt×Between	33%	22%	1,5,6
Youth×Illiteracy×NoTime×Between	11%	11%	7

Counselが1の事件数 = 9個 (全事件が中間解でカバー)

7. Gayes 事件まで

(1) 必要条件の分析

今までと同様の方法で、やはり変わらずに Betweenが必要条件の可能性があるということが出来る。

(2) 真理表の作成

真理表を作成すると、表17のようになる。7行目の整合度を見ると、この行が矛盾のある行であることがわかる。すなわち、13番の事件は Counselが1、15番の事件は Counselが0となっている。

この場合も条件を付け加えることで、矛盾を解消することができる。付け加えるものとして、「弁護人の援助を受ける権利を放棄していない」(NoWaive) という条件を考える。なぜなら、13番と15番の事件の判決を見てみると、次のようなことがわかるからである。

15番の Gayes 事件の場合、ニューヨーク州の刑事手続法に則って被告人に対して「弁護人の援助を望みますか」と質問しており、被告人はそれに対して明確に「いいえ」と答えている。それに対して13番の De Meerleer

判例研究への質的比較分析（QCA）の応用の可能性

事件の場合には、弁護人の援助が提供されなかっただけでなく言及もなかったことが、裁判所により指摘されている。

条件を付け加えた真理表は、表18のようになる。これを見ると、矛盾がうまく解消していることがわかる。

表17 Gayes 事件までの真理表（該当する事件のある行のみ）

Capital	Youth	Illiteracy	NoCourt	Between	NoTime	Counsel	<i>n</i>	整合度	事件
0	0	1	1	1	0	1	2	1	3,9
1	0	0	1	1	0	1	2	1	5,6
0	0	0	1	1	1	1	1	1	8
0	1	1	0	1	1	1	1	1	7
1	0	0	0	1	0	1	1	1	10
1	1	1	1	1	0	1	1	1	1
0	1	0	1	1	0		2	0.5	13,15
0	0	0	0	1	0	0	1	0	4
0	0	0	1	1	0	0	1	0	14
0	1	1	1	0	0	0	1	0	11
1	0	0	1	0	0	0	1	0	12
1	0	0	1	0	1	0	1	0	2

表18 条件を付け加えた Gayes 事件までの真理表（該当する事件のある行のみ）

Capital	Youth	Illiteracy	NoCourt	Between	NoWaive	NoTime	Counsel	<i>n</i>	整合度	事件
0	0	1	1	1	1	0	1	2	1	3,9
1	0	0	1	1	1	0	1	2	1	5,6
0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	8
0	1	0	1	1	1	0	1	1	1	13
0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	7
1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	10
1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1
0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	4
0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	14
0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	15
0	1	1	1	0	1	0	0	1	0	11
1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	12
1	0	0	1	0	1	1	0	1	0	2

(3) 反事実的分析

条件7つすべてについて肯定の方が否定よりも Counsel が生じやすいという方向性予想をもとに、中間解⁽⁴²⁾を導く。表19を見るとわかるように、表19の項すべてに×NoWaiveが単純に付け加わったのみで、他の変化はない。

表19 Gayes 事件までの中間解

中間解の項	Counselが1の事件中の割合(粗)	Counselが1の事件中の割合(固有)	当該項でカバーされる事件
NoCourt×NoTime×NoWaive×Between	11%	11%	8
Illiteracy×NoCourt×NoWaive×Between	33%	22%	1,3,9
Youth×NoCourt×NoWaive×Between	22%	11%	1,13
Capital×NoTime×NoWaive×Between	11%	11%	10
Capital×NoCourt×NoWaive×Between	33%	22%	1,5,6
Youth×Illiteracy×NoTime×NoWaive×Between	11%	11%	7

Counselが1の事件数 = 9個 (全事件が中間解でカバー)

8. Gibbs 事件まで

今度は、表3の22番のGibbs事件までを分析する。このすぐ前の19番のGryger事件と20番のTownsend事件については、矛盾があることが様々なところで指摘されている。例えば、Lewis (1980)はこの2つの区別を「誰もその区別がわからない」と評し、この2つの事件で異なる投票をした「裁判官ジャクソンと裁判官フランクファーターのみが、その区別を理解したということである」と批判している。この点について確かめる意味もこめて、この辺りで区切って分析を行う。

(1) 必要条件の分析

今までと同様の方法で、やはり変わらずにBetweenが必要条件の可能性があるということが出来る。また、新たに加わった「弁護人の援助を受ける権利を放棄していない」(NoWaive)という条件も、権利を放棄していないことはすべての前提となる話なので必要条件であると予想できる。そして実際、これもCounselが1のときにその条件が常に1になっている。

(2) 真理表の作成

真理表を作成すると、表20のようになる。8行目の整合度を見ると、この行が矛盾のある行であることがわかる。

4番と20番の事件はCounselが0、19番と22番の事件はCounselが1となっている。やはり、指摘のある通り、19番のGryger事件と20番の

判例研究への質的比較分析 (QCA) の応用の可能性

Townsend 事件には、矛盾があるように見える。またそれだけでなく、こちらはあまり指摘がないが、4番の Betts 事件というこの弁護人の援助を受ける権利の基本的な裁判例と同じ条件設定にこれらの裁判例がなっているという興味深い事実も真理表を作ると明らかになる。さらに、22番の Gibbs 事件と19番の Gryger 事件の矛盾もあまり指摘されないが、条件設定だけ見るとこちらの方が20番と19番の矛盾よりも深刻で、Kort (1963a) のデータにある条件は値がすべて同一なのにもかかわらず結果 Counsel の値は正反対ということになっている。

この矛盾に関してはどのように対処すればよいだろうか。1つはこの矛盾は解消不可能だと判断して Counsel を 0 としてしまうことも考えられるが、ここでは矛盾の解消を目指してみることにする。Townsend 事件では、事実審裁判官が参照していた被告人の犯罪記録が不正確なものであり、また裁判官が言うべきでない冗談を言ったという事情があった。Gryger 事件でも事実審裁判官は誤りを犯しているがこちらは適用法令解釈の誤りであった。Townsend 事件で連邦最高裁は、同事件の事実審裁判官の誤りは、真実の用心深い入念な探求からものではなく、不注意でフェアプレイの欠如の感があるものだと指摘している⁽⁴³⁾。また、Gibbs 事件でも、事実審裁判官は被告人に敵意ある態度を見せて、被告人の過去の前科を不当に引き合いに出したということがあった。このように、裁判官がフェアプレイの欠如の感のある行動を見せた場合に、弁護人を付すべき必要性が高いと判断されやすくなると考えれば、これらの裁判例の区別ができる可能性がある。Lawlor (1963b) には、「事実審裁判所は非常に不正確な犯罪記録に重きを置いた」「請願者の過去の前科が不当に引き合いに出された」「事実審裁判官は、判決言い渡し時において、敵意ある態度を示した」という条件のデータがあるので、これらをまとめて「裁判官がフェアプレイの欠如の感のある行動をした」(Unfair) という条件とする。

この条件を付け加えた真理表は、表21のようになる。これを見ると、矛盾が解消していることがわかる。矛盾のあった行が、20番と22番の事件の

論 説

行と、4番と19番の事件の行に分かれたからである。

(3) 反事実的分析

条件8つすべてについて肯定の方が否定よりもCounselが生じやすいという方向性予想をもとに、中間解⁽⁴⁴⁾を導く。表22を見るとわかるように、表19に一番上の行のUnfair×NoWaive×Betweenが付け加わったのみの変化である。

表20 Gibbs事件までの真理表 (該当する事件のある行のみ)

Capital	Youth	Illiteracy	NoCourt	Between	NoWaive	NoTime	Counsel	<i>n</i>	整合度	事件
0	1	0	1	1	1	0	1	3	1	13,18,21
0	0	1	1	1	1	0	1	2	1	3,9
1	0	0	1	1	1	0	1	2	1	5,6
1	1	1	1	1	1	0	1	2	1	1,16
0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	8
0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	7
1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	10
0	0	0	0	1	1	0		4	0.5	4,19,20,22
0	0	0	1	1	1	0	0	2	0	14,17
0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	15
0	1	1	1	0	1	0	0	1	0	11
1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	12
1	0	0	1	0	1	1	0	1	0	2

表21 条件を付け加えたGibbs事件までの真理表 (該当する事件のある行のみ)

Capital	Youth	Illiteracy	NoCourt	Between	NoWaive	NoTime	Unfair	Counsel	<i>n</i>	整合度	事件
0	1	0	1	1	1	0	0	1	3	1	13,18,21
0	0	0	0	1	1	0	1	1	2	1	20,22
0	0	1	1	1	1	0	0	1	2	1	3,9
1	0	0	1	1	1	0	0	1	2	1	5,6
1	1	1	1	1	1	0	0	1	2	1	1,16
0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	8
0	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	7
1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	10
0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	4,19
0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	0	14,17
0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	15
0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	11
1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	12
1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	2

表22 Gibbs 事件までの中間解

中間解の項	Counselが1の事件 中の割合(粗)	Counselが1の事件 中の割合(固有)	当該項でカバー される事件
Unfair×NoWaive×Between	14%	14%	20,22
NoCourt×NoTime×NoWaive×Between	7%	7%	8
Illiteracy×NoCourt×NoWaive×Between	29%	14%	1,3,9,16
Youth×NoCourt×NoWaive×Between	36%	21%	1,13,16,18,21
Capital×NoTime×NoWaive×Between	7%	7%	10
Capital×NoCourt×NoWaive×Between	29%	14%	1,5,6,16
Youth×Illiteracy×NoTime×NoWaive×Between	7%	7%	7

Counselが1の事件数 = 14個（全事件が中間解でカバー）

9. 全体の分析

最後に、表3の事件35個全体の分析を行う。

(1) 必要条件の分析

今までと同様の方法で、NoWaiveとBetweenが必要条件の可能性があるということが出来る。よって、弁護人の援助を受ける権利を放棄していないということと、罪状認否手続から公判開始までの間弁護人が付いていなかったということは、全体で見ても必要条件であるということが出来る。すなわち、弁護人を付すべきと裁判所が判断する際には、必ずこれらの条件が満たされているということになる。

(2) 真理表の作成

真理表を作成すると、表23のようになる。15行目の整合度を見ると、この行が矛盾のある行であることがわかる。4、9、23番の事件はCounselが0、33番の事件はCounselが1となっている。33番のHudson事件が、4番のBetts事件と同じような条件設定で正反対の結論となっている。

山中（1970：59）では、Hudson事件においてBetts事件の判決よりの離反が開始されたこと、さらにこの事件以降、弁護人の援助を得る権利に関する判決における反対意見が、Gideon事件まで出てこなくなったということが指摘されている。この真理表の矛盾のある行を見ると、山中（1970：

59) の指摘通りになっていることがわかる。

しかし、この場合も条件を付け加えることで、一応矛盾を解消することはできる。付け加えるものとして、「複雑な事実状況や争点が含まれている事件である」(Complex) という条件を考える。

33番の Hudson の事件は、被告人 Hudson が他の被告人と併合審理されていたものだった。Hudson の弁護人は、この併合審理されていた他の被告人も弁護していたが、審理途中で他の被告人が有罪の答弁を行い、その際に弁護人が本件から手を退いた。他の被告人の有罪の答弁は、陪審に被告人に対する偏見を抱かせる可能性を持ち、被告人 Hudson はそれから保護される権利を持つが、一般人はこうした権利を持つことに気づかないだろうと裁判所は指摘している。このように複雑な問題を含むので、この場合、弁護人を付す必要があると判断されたと考えられる。

Complex の条件を加えた真理表が表24である。これを見ると、矛盾が解消していることがわかる。矛盾のあった行が、33番の事件の行と、4番と19番と23番の事件の行に分かれたからである。

ところで、表4のComplexの列を見るとわかるように、この33番の Hudson 事件の前後では事件が複雑であるということを判決で述べているものばかりであることがわかる。また、この時期には弁護人を付すべきだと判断された事件ばかりであるということもわかる。Hudson 事件でのクラーク判事とウィタカー判事の反対意見では、この事件は単純なもので複雑ではないと述べている。かつては、複雑だとされなかった事件でも複雑だとして弁護人を付すべきと判断している可能性もあるが、表23を見るかぎり、Complex がなくても他の34番や35番の事件などは矛盾が生じておらず、かつてから完全に離反した判断がこの時期に行われていたというところまではいっていないということがわかる。

(3) 反事実的分析

条件9つすべてについて肯定の方が否定よりも Counsel が生じやすいと

判例研究への質的比較分析 (QCA) の応用の可能性

いう方向性予想をもとに、中間解⁽⁴⁵⁾を導く。すると、表25のようになる。

この表25が最終的な結果ということになる。まずNoWaiveとBetweenは必要条件であるので、すべての項に含まれている。

そのうえで各項を見ていくと、1行目のUnfair×NoWaive×Betweenは、20番のTownsend事件と22番のGibbs事件を他から区別するためのもので、やはりこれらの事件は他の事件からは少し外れたものであった、ということができると思われる。2行目のComplex×NoWaive×Betweenは、事件の複雑さを理由に弁護人を付すもので、カバーされる事件を見ると、判例変更が行われる前の最後の方の事件が多いことがわかる。

3行目のIlliteracy×NoWaive×Betweenからは、文字が読めない等の事情があることはそれだけで弁護人を付すべきと判断され、この点がかなり重要視されていることがわかる。カバーされる事件も多く、初期から終期の事件までカバーされており、弁護人を付すべきと判断される最も中心的な状況であるということが読み取れる⁽⁴⁶⁾。それに比較して、文字が読めない等の事情があることと並んでPowell事件で挙げられていた若年であることは、そこまで決定的な要素ではない。5行目のYouth×NoCourt×NoWaive×Betweenを見るとわかるように、若年であるだけでなく、裁判経験がないことも同時に満たす必要があると考えられている。文字が読めない等の事情は、正確に言えば、表4の注にあるように、正常以下の教育しか受けていない、英語がわからない、精神的能力に重大な瑕疵がある、広く行き渡っている文化との接触が限られているという事情も含まれている。こうした事情は、裁判経験の有無にかかわらず、被告人にとって刑事裁判をかなり不利にするのに対し、若年であることについてはそこまでではなく裁判経験があればたとえ若年でも刑事裁判でそれなりに戦えるという裁判所の判断があるのかもしれない。

他にも4行目の裁判経験がなくかつ弁護人とさらに相談する時間がほしいという要望が拒否された状況でも、弁護人を付すべきと判断される。死刑事件ではこの4行目や5行目の状況が少し緩くなる形で、弁護人とさら

に相談する時間がほしいという要望が拒否されただけ、裁判経験がないだけで弁護人を付すべきと判断される、ということになる。ただ、死刑事件のみが完全に特別扱いされているかというところまでは言えない。例えば3行目を見れば、文字が読めない等の事情があれば、死刑事件であろうがなかろうが、弁護人を付すべきであると判断されている。また、死刑事件であっても、特に必要条件であるBetweenなどが欠けている場合には、弁護人を付すべきとは判断されていない。そのことは、表23の真理表を確認してもわかる。

以上のように、弁護人の援助を得る権利についての裁判例を、矛盾なく論理式で表すことができた。したがって、例えば弁護人の援助を受ける権利に関する裁判例には、特に非死刑事件には「何らの一貫性も見出しえなかった」（喜多村1982：87）という評価は行き過ぎであり、矛盾なく説明を行うことが可能であるということが、以上の分析からわかる。

しかし逆に、Kort（1963b：162）で言われているような「これまで『不明瞭な基準』、複雑な『事後的基準』、『恣意的で気まぐれな準則』などと非難されてきたある準則が、実際には、著しい一貫性をもって用いられてきた」というところまでは言えないこともわかる。当初のBetts事件までの分析では4つだった条件が、何度も矛盾のある行の解消のために条件を付け加えるなかで9つにまで増え、最終的な中間解の論理式はかなり複雑になっている。

田中（1980：490）は、「『重要な事実』を非常に広くとって、法の眼からみて意味のある差とはいえないような違いをとらえて先例と区別し、先例と異なる結論を出すということになれば、公平に反し、妥当でない結果を生むおそれを生ずる」と指摘している。そしてこのような場合には、「無理な区別をして甲の判例と乙の判例との間に（実質的にみて）矛盾が生ずるような事態を生ずるよりは、むしろ正面から先例を覆す道を選ぶべき」としている。このことを踏まえて、区別を繰り返して複雑になった中間解を見てみると、今回検討した35個の裁判例の後のGideon事件で、判例変更が行われたのは、もっともなことだったといえるかもしれない。

判例研究への質的比較分析 (QCA) の応用の可能性

表23 全体の真理表 (該当する事件のある行のみ)

Capital	Youth	Illiteracy	NoCourt	Between	NoWaive	NoTime	Unfair	Counsel	<i>n</i>	整合度	事件
0	0	1	1	1	1	0	0	1	3	1	3,9,34
0	1	0	1	1	1	0	0	1	3	1	13,18,21
0	0	0	0	1	1	0	1	1	2	1	20,22
0	1	1	0	1	1	0	0	1	2	1	24,29
1	0	0	1	1	1	0	0	1	2	1	5,6
1	1	1	1	1	1	0	0	1	2	1	1,16
0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	35
0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	8
0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	27
0	0	1	0	1	1	1	0	1	1	1	26
0	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	7
0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	28
0	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	32
1	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	10
0	0	0	0	1	1	0	0		4	0.25	4,19,23,33
1	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	25,30,31
0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	0	14,17
0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	15
0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	11
1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	12
1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	2

表24 条件を付け加えた全体の真理表 (該当する事件のある行のみ)

Capital	Youth	Illiteracy	NoCourt	Between	NoWaive	NoTime	Complex	Unfair	Counsel	<i>n</i>	整合度	事件
0	1	0	1	1	1	0	0	0	1	3	1	13,18,21
0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	2	1	20,22
0	0	1	1	1	1	0	1	0	1	2	1	9,34
1	0	0	1	1	1	0	0	0	1	2	1	5,6
1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	2	1	1,16
0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	1	1	33
0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	35
0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	8
0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	27
0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	1	1	26
0	0	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	3
0	1	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	24
0	1	1	0	1	1	0	1	0	1	1	1	29
0	1	1	0	1	1	1	0	0	1	1	1	7
0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	28
0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	32
1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	1	10
0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3	0	4,19,23
1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	25,30,31
0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	0	14,17
0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	15
0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	11
1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	12
1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	2

表25 全体の中間解

中間解の項	Counselが1の事件中の割合(粗)	Counselが1の事件中の割合(固有)	当該項でカバーされる事件
Unfair×NoWaive×Between	9%	9%	20,22
Complex×NoWaive×Between	30%	9%	9,28,29,32,33,34,35
Illiteracy×NoWaive×Between	52%	22%	1,3,7,9,16,24,26,27,28,29,32,34
NoCourt×NoTime×NoWaive×Between	9%	4%	8,32
Youth×NoCourt×NoWaive×Between	30%	13%	13,16,18,21,28,32
Capital×NoTime×NoWaive×Between	4%	4%	10
Capital×NoCourt×NoWaive×Between	17%	9%	1,5,6,16

Counselが1の事件数=23個（全事件が中間解でカバー）

IV おわりに

1. 過去のブール代数分析との比較

以上のような弁護人の援助を受ける権利の裁判例については、既に1960年代に Lawlor (1963b) によってQCAと類似の方法で分析されていた⁽⁴⁷⁾。Lawlor (1963b) はブール代数を使用してコンピュータを用いた分析を行っており、これがQCAとよく似ていたことは、鹿又ほか編著(2000:13)でも指摘されているところである。しかし、Lawlor (1963b)の方法と現代のQCAには差異がいくつかあり、その点がQCAの特徴ともなっているので、最後にそれを見ておく。

まず第1に、Lawlor (1963b)の分析では条件を44個も考えているのに対し、本稿のQCAの分析では条件は9個である。一般に現代のQCAでは、条件を多くし過ぎないことが推奨されている。実は9個でも多く、事例数が10~40程度の場合は条件の数は6個か7個程度が適切だと言われている(Rihoux & Ragin 2008:25-28)。

この理由はいくつかある。まず、条件を多くし過ぎると論理式が複雑になり、意味のある一般的な結論を導くことが難しくなるということが挙げられる。また、条件の数を多くすると、真理表の多くの行が該当する事件のない論理的残余の行となってしまうということがある。条件が44個ある

判例研究への質的比較分析（QCA）の応用の可能性

と真理表の行は全部で 2^{44} 個であり、1兆を超える行がある。事件の数が40個程度では、ほとんどの行が論理的残余となる。もちろん、反事実的分析を行うことによって論理的残余にある程度は対処できるが、ほとんどの行が論理的残余の状態では、多くの行について粗い推測のみで論理式に含めるか否かを決定することになり、データに基づく分析とはいえない状態になる可能性が高い。

第2に、QCAでは論理的残余の取り扱いが、Lawlor (1963b) よりも詳細である。Lawlor (1963b) においても、論理的残余に対して何らかの対処をするということは既に行われていた。というのも、第1の点で指摘したように、Lawlor (1963b) の方法では真理表に大量の論理的残余の行が出てしまい、それへの対処が必要になるからである。その際の対処の方法は、各条件が否定よりも肯定のときに裁判所が弁護人依頼権を認めやすいという考えを利用したもので、Ⅲの3の(3)で説明したQCAにおける方向性予想と似た考え方のものである。ただ、事例のない行に対して仮定を置いた反事実的分析であるという意識は、この当時はそれほど強くなかったように思われる。また、QCAでは論理的残余に対して、論理式をできるかぎり簡潔にするという観点からの仮定も置かれているが、この観点はQCA独自のものである。さらに、最近では論理的残余のそれぞれをより理論的に取り扱う方法も提案されている (Schneider & Wagemann 2012: 197-219)。

こうした論理的残余は、判例研究において裁判官が判例のない事態にしばしば直面するということが想定され (中野編1986: 68)、その場合の対処が考えられていることと似ているかもしれない。その場合の対処法として考えられているのは、主に、判例の類推と判例理論と呼ばれるものである。判例の類推とは、重要な事実等が既存の判例と全く同じではないが類似している事案に、既存の判例を準用することである (中野編1986: 68)。これは、QCAにおいて、事例が存在している行から (方向性予想などを用いて) 論理的残余の行の結果を類推していることと、ある意味で近い。

また、判例理論とは、一定の法律問題に関する数多くの判例の基底にあり、これらを生み出している裁判所の一般的な法的な考え方のことをいう（中野編1968：69）。これは、多くの裁判例の積み重ねに基づき、それらを共通に説明できるような考え方を、事後的に帰納的に推論することで導かれるものである。これは、QCAにおいて、論理的残余も含めて真理表をなるべく簡単な論理式で表されるようにし、得られた論理式の意味するところを考えていく過程と類似している部分があると思われる。

第3に、Lawlor（1963b）の分析では、途中で各事件の判決を参照するといったデータに立ち戻ったり分析者が己の経験的知識等により判断をするといったことは少なくとも明示的には行われていないのに対し、QCAでは分析の至るところでデータに立ち戻ったり分析者が判断をすることが行われている⁽⁴⁸⁾。またそれは、QCAではそうすることが推奨されるところでもある（Ragin 1987; Schneider & Wagemann 2012）。

これは、この当時のLawlorらの目標として、コンピュータによる判決の予測というところに力点が置かれていたこととも関係するかもしれない。もちろん、この当時のコンピュータの使い方についての考えでも分析者の役割が完全に否定されていたわけではない（能勢1965：562）が、少なくとも分析の至るところで分析者の判断が必要となる事態は否定的に捉えられていたと思われる。それは、Kort（1963b：159）が、Lawlor（1963b）のブール代数による方法を、途中の経過において数個の基準を用いることができ、その結果、Aの基準でなくBの基準を用いるのはどういうわけかという恣意性の問題が生じると批判していることから推察される。それに対してQCAにおいては、こうした恣意性は、分析者の経験的知識等を生かす場面として肯定的に捉えるのである。

QCAのこの特徴は、量的分析である統計分析とも好対照をなしている。例えばアンケート分析では、分析を行う途中や分析を行った後などに、回答者1人1人の回答時の詳しい状況にまで立ち戻るといったことは、少なくともサンプルサイズが大きい場合には、行うことは多くない。QCAに

判例研究への質的比較分析（QCA）の応用の可能性

においてデータに立ち戻るということは、個々の事例の分析を主とする質的分析の性格をQCAが併せ持っているからである。

判例研究も質的分析が基本であり、個々の事件の判決を丹念に読むといったことは、法学では折に触れて推奨されることである。そして、実際に複数の裁判例の比較研究でも、例えば、比較によって判決の結論に影響を与えられるファクター、影響を与えないと思われるファクター等を取り出した後、それが正しいかどうかを個々の裁判例に立ち戻って確かめてみるといった方法が提示されている（弥永2009：181）。このように現代のQCAは、判例研究との親和性がLawlor（1963b）のかつてのブール代数分析や、統計分析などと比べて高いと思われるのである。

2. 結論と今後の展望

QCAは、法学における判例研究にマッチした手法であると言える。統計分析を主とする量的分析、QCA、法学における判例研究という3つの研究の特徴を比較すると、下の表のようになる。

表26 量的分析、QCA、法学における判例研究の比較

分析の特徴	量的分析	QCA	法学の判例研究
適切な事件の数	数百個～	数個～数十個	数個～数十個
個々の事例の知識	必要性小	必要性大	必要性大
逸脱事件への対処	外れ値の除外	矛盾の解消	区別
数学的道具	確率論、統計学、線形代数	論理学、集合論、ブール代数	

例えば、適切な事例の数は、QCAでは、中程度（数個から数十個）程度である。そこで分析を行うにあたっては、個々の事例の知識が必要になる。こうした特徴は、法学における比較研究とよく似ている。他の事例から外れた少数の事例については、量的分析では、それを外れ値、偶然出現したものなどみなし、分析から除外するのが一般的である。それに対して、QCAでは分析からの除外よりも、その外れた事例を説明するための

論 説

新たな条件を探するなどして、説明できない事例という矛盾の解消を優先する。これは、判例研究において、一見同じような事件であるのに異なる判断を裁判所が下している少数の裁判例がある際に、その裁判例を裁判所の誤り、偶然の気まぐれなどとして分析から除外するのではなく⁽⁴⁹⁾、それを説明する隠れた事実などを探す「区別」と呼ばれる方法などをとるのと類似している⁽⁵⁰⁾。

本稿では、質的比較分析（QCA）という近年、社会科学において複数事例の比較研究で用いられている方法が、法学の判例研究と親和性が高いことを示し、具体例として、米国の弁護人の援助を受ける権利についての1960年代までの裁判例の分析を行った。本稿ではQCAの使い方の説明に集中するために、あえて既に判例変更されて現代では実際的意味を失っている裁判例を用いた。さらに、これを現代社会で実際的意味を持つ裁判例の分析に応用していくことが今後の課題となる。

【付記】本稿は科学研究費補助金・若手研究B（課題番号 26870447）による研究成果の一部である。

参考文献

渥美東洋（1968）「国選弁護権の告知と請求と放棄」比較法雑誌6（1・2），73-133.

Baade, H. W. ed. (1964) *Jurimetrics*, Basic Books Inc. (早川武夫・碧海純一編訳 1969『ジュリメトリックス』日本評論社、137-167).

Beaney, W. M. (1955) *The Right to Counsel in American Courts*, Oxford University Press.

Brady H. & D. Collier ed. (2004) *Rethinking Social Inquiry: Diverse Tools, Shared Standards*. Rowman & Littlefield Publishers (泉川泰博・宮下明聡訳 2008『社会科学の方法論争：多様な分析道具と共通の基準』勁草書房).

Brady, H. & D. Collier ed. (2010) *Rethinking Social Inquiry: Diverse Tools, Shared*

判例研究への質的比較分析（QCA）の応用の可能性

- Standards* 2nd ed. Rowman & Littlefield Publishers. (泉川泰博・宮下明聡訳 2014 『社会科学の方法論争 [原著第2版]: 多様な分析道具と共通の基準』勁草書房).
- Caramani, D. (2009) *Introduction to the Comparative Method with Boolean Algebra*, SAGE Publications, Inc.
- 道垣内正人 (1998) 『自分で考えるちょっと違った法学入門[新版]』有斐閣.
- “Due Process and Legislative Standards in Sentencing” (1952) *University of Pennsylvania Law Review* 101, 257-281.
- Finkelstein, M. O. (2009) *Basic Concepts of Probability and Statistics in the Law*, Springer (太田勝造監訳 2014 『法統計学入門: 法律家のための確率統計の初歩』木鐸社).
- 古林祐二 (1971) 「判決分析の為の数値解析法—連立方程式、ブール代数並びに最小自乗法、因子分析法、判別分析法」福岡大学法学論叢 15 (4), 521-598.
- Heuveln, B. V. (2000) “A Preferred Treatment of Mill’s Methods: Some Misinterpretations by Modern Textbooks,” *Informal Logic* 20 (1), 19-42.
- George, A.L. & A. Bennett (2005) *Case Studies and Theory Development in the Social Sciences*, The MIT Press (泉川泰博訳 2013 『社会科学のケース・スタディ—理論形成のための定性的手法』勁草書房).
- Goertz G. & J. Mahoney (2012) *A Tale of Two Cultures: Qualitative and Quantitative Research in the Social Sciences*, Princeton University Press. (西川賢・今井真士 2015 『社会科学のパラダイム論争—2つの文化の物語』勁草書房).
- Goodhart, A. L. (1930) “Determining the Ratio Decidendi of a Case,” *Yale Law Journal* 40 (2), 161-183.
- 釜田泰介 (2006) 「アメリカにおける弁護士依頼権に関する一考察: 2005年ABA報告書を契機として」同志社法學 57 (6), 1657-1685.
- 鹿又伸夫・野宮大志郎・長谷川計二編著 (2001) 『質的比較分析』ミネルヴァ書房.
- 川島武宜 (1982) 「判例と判決例—民事裁判に焦点をおいて—」『川島武宜著作集 第5巻 法律学1』岩波書店、181-204.
- King, G., R. O. Keohane & S. Verba (1994) *Designing Social Inquiry: Scientific*

論 説

- Inference in Qualitative Research*, Princeton University Press (真淵勝監訳 2004 『社会科学のリサーチ・デザイン—定性的研究における科学的推論』勁草書房).
- 喜田村洋一 (1982) 「修正六条に基づく弁護士依頼権 — 貧窮な被告人が弁護人の選任を請求しうる範囲」 *ジュリスト* 778, 85-88.
- 小早川義則 (2013) 『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅲ：弁護士依頼権、スーパー・デュー・プロセス』成文堂.
- Kort, F. (1957) “Predicting Supreme Court Decisions Mathematically: A Quantitative Analysis of the “Right to Counsel” Cases,” *American Political Science Review* 51 (1), 1-12.
- Kort, F. (1963a) “Content Analysis of Judicial Opinions and Rules of Law,” Glendon Schubert ed. *Judicial Decision-Making*, Free Press of Glencoe, 133-197.
- Kort, F. (1963b) “Simultaneous Equations and Boolean Algebra in the Analysis of Judicial Decisions,” *Law and Contemporary Problems* 28, 143-163. Republished in H. W. Baade ed. (1964) *Jurimetrics*, Basic Books Inc. (竹内保雄訳 1969 「判決分析における連立方程式とブール代数」早川武夫・碧海純一編訳『ジュリメトリックス』日本評論社, 137-167).
- 久米郁男 (2013) 『原因を推論する—政治分析方法論のすゝめ』有斐閣.
- Lawlor, R. C. (1963a) “What Computer Can Do: Analysis and Prediction of Judicial Decisions,” *American Bar Association Journal* 49, 337-344.
- Lawlor, R. C. (1963b) “Foundation of Logical Legal Decision Making,” *Modern Uses of Logic in Law* 4, 98-114.
- Lewis, A. (1989) *Gideon’s Trumpet*, Vintage. (山本浩三・山中俊夫訳 1972 『アメリカ司法の英知—Gideon事件の系譜』世界思想社).
- Llewellyn, K. (1930) *The Bramble Bush: On Our Law and Its Study*, Oceana Publications.
- Mill, J.S. (1843) *A System of Logic: Ratiocinative and Inductive*. Harper & Brothers.
- マーミン、サミュエル 釜田泰介訳 (1976) 「アメリカ憲法と弁護士依頼権」 *同志社法學* 28 (4), 1-47.

判例研究への質的比較分析 (QCA) の応用の可能性

- 森大輔 (2014) 「国家間の紛争解決での裁判の有効性と限界—複数事例の質的比較分析」安川文朗・石原明子編『現代社会と紛争解決学—学際的理論と応用』ナカニシヤ出版, 70-87.
- 中野次雄編 (1986) 『判例とその読み方』有斐閣.
- 能勢弘之 (1965) 「『コンピュータによる判決の分析と予測』—特に Reed C. Lawlor の方法について—」北大法学論集15 (3), 101-124.
- 太田勝造・ダニエル H. フット・濱野亮・村山眞維編 (2009) 『法社会学の新世代』有斐閣.
- 太田知行 (1966) 「フレッド・コート：『裁判官意見の内容分析と法規範』」法哲学年報1965, 155-175.
- Ragin, C. C. (1987) *The Comparative Method: Moving Beyond Qualitative and Quantitative Strategies*. University of California Press (鹿又伸夫監訳 1993 『社会科学における比較研究：質的分析と計量的分析の統合にむけて』ミネルヴァ書房).
- Ragin, C. C. (2000) *Fuzzy-Set Social Science*. University of Chicago Press.
- Ragin, C. C. (2008a) *Redesigning Social Inquiry: Fuzzy Sets and Beyond*. University of Chicago Press.
- Ragin, C. C. (2008b) “User’s Guide to Fuzzy-Set/Qualitative Comparative Analysis 2.0.” Tucson, Arizona: Department of Sociology, University of Arizona. (<http://www.u.arizona.edu/~cragin/fsQCA/software.shtml> 最終アクセス：2015/12/31) (森大輔訳 2010 Fuzzy-Set/Qualitative Comparative Analysis ユーザーガイド (<http://park18.wakwak.com/~mdai/qca/software.html> 最終アクセス：2015/12/31)).
- Rihoux, B. & C. C. Ragin (2008) *Configurational Comparative Methods: Qualitative Comparative Analysis (QCA) and Related Techniques*, Sage Publications, Inc.
- 佐藤岩夫 (2004) 「歴史から法を読み解く：歴史法社会学」和田仁孝・太田勝造・阿部昌樹編『法と社会へのアプローチ』日本評論社, 146-168.
- 佐藤俊樹 (2011) 『社会学の方法：その歴史と構造』ミネルヴァ書房.
- Schneider, C.Q. & C. Wagemann (2012) *Set-Theoretic Methods for the Social Sciences: A Guide to Qualitative Comparative Analysis*, Cambridge University Press.

論 説

- 田村正紀 (2006) 『リサーチ・デザイン：経営知識創造の基本技術』 白桃書房。
- 田村正紀 (2015) 『経営事例の質的比較分析： スモールデータで因果を探る』 白桃書房。
- 田中英夫 (1980) 『英米法総論 下』 東京大学出版会。
- Thiem, A. & A. Dusa (2012) *Qualitative Comparative Analysis with R: A User's Guide*, Springer.
- 土屋文昭 (2011) 「判例に関する覚書—民事判例の主論を中心として」 東京大学法科大学院ローレビュー 6, 218-233.
- 塚本重頼 (1962) 「アメリカ法における弁護人を依頼する権利 right to counsel」 法学新報 69 (9), 625-655.
- 塚本重頼 (1964) 「弁護人を依頼する権利」 我妻栄編集代表『別冊ジュリスト 英米判例百選：重要判例の集大成』 有斐閣, 84-85.
- 山中俊夫 (1970) 「アメリカ刑事法判例訳選 4 『Gideon 対ウエンライト』 事件：貧困者にたいする弁護人の保障」 同志社法學 22 (1), 41-64.
- 弥永真生 (2009) 『法律学習マニュアル』 有斐閣。
- 吉野一編 (2005) 『法律人工知能—法的知識の解明と法的推論の実現』 創成社。

- (1) 例外として、例えば法律についての人工知能の研究がある。吉野編 (2005) を参照。
- (2) 例えば、Finkelstein (2009) を参照。
- (3) 事例については、例えば Brady & Collier (2004: 275) を参照。
- (4) 判例研究はケース・スタディとも呼ばれるが、社会科学でケース・スタディとは「事例研究」という質的分析の主要な方法の1つを指している。このことも、判例研究が質的分析に近いことを示唆しているように思われる。
- (5) しかし、1990年代以降、質的分析の分野で方法論に関して活発な議論がなされるようになり、状況は変わっている。King, Keohane & Verba (1994), Brady & Collier (2004), George & Bennett (2005), Brady & Collier (2010),

判例研究への質的比較分析（QCA）の応用の可能性

Goertz & Mahoney (2012) を参照。

- (6) 判例の読み方等については、中野編 (1986) を参照。
- (7) 主論については、日本では、判決における重要な事実と法的結論との対応関係から抽出される命題が主論だとする説と、判決の理由づけの部分の中に含まれる一般的命題である理由づけ命題も主論であるとする説などが対立している。中野編 (1986: 40-66)、土屋 (2011) を参照。ただ、米国では、前者のアプローチが基本となると考えられている (田中1980: 482; 土屋2011: 222) ので、米国の裁判例を扱う本稿でも基本的に前者の立場をとることにする。
- (8) 例えば著名なものでは Goodhart (1930) がある。
- (9) ミルの著書は Mill (1843) である。「ミルの方法」については、邦語では田村 (2006: 148-154)、久米 (2013: 169-196) などの解説がある。また、法社会学の文献で言及されたこともあり、佐藤 (2004: 158-160) を参照。
- (10) 他に一致差異併用法 (間接差異法) や共変法と呼ばれるものなどがある。一致差異併用法については、Ragin (1987: 39-42)、Heuveln (2000: 25-29)、Caramani (2009: 50-51) を参照。共変法については、佐藤 (2011: 81-83) を参照。
- (11) この例は Heuveln (2000) を改変したものである。
- (12) この点については佐藤 (2011: 81-83) を参照。
- (13) ミル自身は、一致法や差異法は社会科学ではうまく適用できないと考えていた。しかし、これらの方法は今日でも社会科学において重要な手法として用いられ続けている。Brady & Collier (2004: 295) などを参照。
- (14) このような可能性などが排除できないのは、表 1 の 2 行以外の条件の組み合わせでどのような結果になるかがわかっていないからである。Ⅲで説明する QCA では真理表を用いて、すべての条件の組み合わせについて検討をしていくことでこの問題を回避している。
- (15) QCA については、Ragin (1987)、Ragin (2000)、Ragin (2008a)、Rihoux & Ragin (2008)、Caramani (2009)、Schneider & Wagemann (2012) を参照。

また邦語の文献として、鹿又ほか編著（2000）、田村（2006：154-162）、田村（2015）がある。

- (16) 現在ではQCAのためのソフトウェアが整備されており、これがQCAが広まりを見せた理由の1つでもある。本稿の分析に用いたのは、fs/QCAというQCA専用ソフトと、統計ソフトRのQCAパッケージである。fs/QCAについてはRagin（2008b）、RのQCAパッケージについてはThiem & Dusa（2012）を参照。
- (17) こうした1930年代から1960年代前半までの米国連邦最高裁判所の弁護士依頼権に関する裁判例についてまとめたものとして、Beaney（1955）、塚本（1962）、渥美（1968）、山中（1970：55-60）、サミュエル（1976）、釜田（2006）、小早川（2013）を主に参考にした。
- (18) これはKort（1963a）からのものである。Lawlor（1963b）はさらにGideon事件の直前までの裁判例を加えており、よりデータ数が多いが、Lawlor（1963b）のデータには次の問題点があるため、Kort（1963a）の方を使用した。第1に、Lawlor（1963b）のデータは46個から成っているが、なぜか40個目までしか裁判例の名前が書いておらず、それ以降のデータはどの裁判に当たるのか確認が取れない。第2に、Lawlor（1963b）では、それぞれの裁判例で弁護士を付すことが必要と判断されたか否か、という結果についての部分（表3のCounselに当たる部分）のデータの記載がない。第3に、Kort（1963a）ではIn Re Groban, 352 U.S. 330（1957）とAnonymous Nos. 6 & 7 v. Baker, 360 U.S. 287（1959）という裁判例をデータから除いているのに対しLawlor（1963b）では含めているが、Kort（1963a）ではこれらを除く理由について、判決の内容を踏まえた説得的な理由が提示されているのに対し、Lawlor（1963b）ではなぜ含めるかについての理由の提示がない。すなわちKort（1963a：142）はこれらの裁判例を含めない理由として、これらの裁判例では、主題を刑事手続の問題ではなく捜査の問題として裁判所の多数意見が扱っている、ということを挙げている。こうした点についてみても、Kort（1963a）の方が裁判例を慎重に扱っているように思われるので、ここでは基

判例研究への質的比較分析（QCA）の応用の可能性

本的にデータはKort（1963a）のものに依拠することにした。

- (19) Powell v. Alabama, 287 U.S. 45（1932）. この事件についての邦語の解説としては、塚本（1964）、釜田（2006：36-40）、小早川（2013：18-27）などを参照。
- (20) Betts v. Brady, 316 U.S. 455（1942）. この事件についての邦語の解説としては、渥美（1968：98-99）、釜田（2006：40-43）、小早川（2013：32-35）などを参照。
- (21) Gideon v. Wainwright, 372 U.S. 335（1963）. この事件についての邦語の解説としては、山中（1970）。また、Lewis（1968）も参照。
- (22) Kort（1963a）、Kort（1963b）、Lawlor（1963a）、Lawlor（1963b）などがある。また、これらの研究は、かつて日本でも何度か紹介がなされていた。能勢（1965）、太田（1966）、古林（1971）を参照。
- (23) QCAにおいて、仮説を最初に立ててそれを検証するという方法はそれほど盛んではないが、その方法自体については当初から考案されていた。Ragin（1987：118-121）を参照。そして近年、そのことが再び注目されている。Schneider & Wagemann（2012：294-305）を参照。
- (24) このように結果が生じる因果経路が複数ありうることを認める考え方が、Ⅱの3で述べた多元因果（等結果性）である。QCAの1つの特徴は、この等結果性を正面から認めることである。
- (25) ×と+の代わりに、∧と∨という記号を使用することもある。
- (26) 事件数が増えるところのような確認は難しくなる。そのような場合には、fs/QCAやRのQCAパッケージに必要条件を確認する機能があるので、それを使用すればよい。
- (27) 整合度については今はあまり気にする必要はない。Ⅲの5で「矛盾のある行」を扱う際に主に使用する。
- (28) 真理表の作成にあたっては、統計ソフトRのQCAパッケージが最も便利である。最大の利点は、各行に該当する事件名を表示してくれることである。fs/QCAでも真理表を作成できるが、各行に該当する事件名は表示されない。

論 説

- (29) 条件の文字の上に棒線を引いて（例えば Capital）、否定を表すこともある。
- (30) このような「条件の否定」という考え方は判例研究でも重要である。なぜなら、当該事件においてある事実がないということも「要件」（重要な事実）である可能性があり、後の事件ではその事実が存在しているということになれば、その事件には先例の拘束力は及ばないことになる、とされているからである。道垣内（1988：130）参照。
- (31) これは Ragin（2008a）での呼び方で、Raginらが開発したソフト fs/QCAでもこの呼び方を使っている。それに対し Schneider & Wagemann（2012）では保守的解（conservative solution）という名前を使っている。
- (32) 本稿で用いる分析方法は、Ragin（2008a）で説明されているもので、Schneider & Wagemann（2012）が標準分析手続（Standard Analysis procedure）と呼んでいるものである。Schneider & Wagemann（2012）はこの標準分析手続の欠点を指摘し、彼ら独自の改善策を提示している。本稿ではその方法は採用せずに、一般に用いられている標準分析手続を採用する。なお、森（2014）では、Schneider & Wagemann（2012）の改善策の一部を取り入れた分析をしている。
- (33) この行が含まれなかったのは、簡潔解というできるかぎり簡単な解を構成するにあたって、この行が不要と判断されたからである。中間解は、簡潔解を構成する行の中から一定のものを除いたものなので、簡潔解で不要とされた行は中間解にも含まれない。つまりこの中間解は、解の簡単さにかんがりの比重を置いた方法になっている。この点を批判し、むしろ簡単さよりも、解にその行が含まれるもったもらしさの方をより優先すべきだとして、Schneider & Wagemann（2012）ではその改善策が提示されている。
- (34) この論理式を簡単にする作業の場合は、数式と違い、一度他のところでまとめるのに使った項を、再度使用することができる。今の場合も、第3項は既に第2項とまとめられているが、さらにここで第4項とまとめることができる。
- (35) この複雑解も今は説明のために、手計算で最終的な簡単な形を出したが、中

判例研究への質的比較分析 (QCA) の応用の可能性

間解や簡潔解と並んでソフトfs/QCAで出力されるので、それを見ればよい。

- (36) これは (Capital + Illiteracy) × Between → Counselと書くこともできる。
- (37) これは fs/QCA の出力では粗カバー度 (raw coverage) と表されているものである。
- (38) これは fs/QCA の出力では固有カバー度 (unique coverage) と表されているものである。
- (39) その他に、結果の値を定める方法もある。第1に、矛盾のある行の結果の値を0としてしまうという方法である。この方法はつまり、矛盾のある行は論理式には含めないということなので、矛盾のある行で、なぜ矛盾があるかということはそれ以上考えられず放置されたままになってしまう。第2は、整合度の値がある閾値より大きい場合には結果を1にして、それ以下の場合には結果を0にするという方法である。この方法は、矛盾のある行の事件の一部を切り捨てることになる点が問題になる。Rihoux & Ragin (2008: 48-56) を参照。ただし、特にファジィ集合を用いたQCAの場合には、この最後の方法は大きな役割を果たす。Schneider & Wagemann (2012) 等を参照。
- (40) 正確に言えば、これを求める際に次の注(41)で述べる主項の選択を行うが、この場合は、どの主項を選択しても結果は変わらない。
- (41) この中間解を求める際に、論理式を簡単にする作業を経ているが、その際、今までの簡単にする作業にはなかった、主項 (prime implicant) の選択というものを行っている。主項の選択の原理は複雑なので、本稿では説明しない。この主項の選択については、鹿又ほか編著 (2001: 26)、Schneider & Wagemann (2012: 108-112) 等を参照。ソフトfs/QCAでは、操作の途中で主項の選択が必要な場合には、それを行う必要があるが、どの主項の選択は1通りとはかぎらず何通りもあり、どれを選ぶかはある程度研究者の裁量に任される (Ragin 2008b: 65)。ここでは、主項1 (Youth × ~Illiteracy)、主項2 (~Youth × Illiteracy)、主項3 (~Capital × NoTime)、主項4 (Youth × Between)、主項5 (Illiteracy × Between)、主項6 (Between × NoTime) の6つの主項があり、主項1と主項4から1つ、主項2と主項5から1つ、主項

論 説

3と主項6から1つを選ぶ必要がある。今の例では主項1と5と3を使用した。これは他の組み合わせのうち5通りでこれと同じ結果になるうえ、結果の式も最も解釈しやすいからである。

- (42) 主項の選択がここでも必要であるが、 \sim Youth \times IlliteracyとYouth \times Between \times NoWaiveを選択した。他にも複数の主項の組み合わせで同じ結果が生じる。
- (43) Due Process and Legislative Standards in Sentencing (1952:266)において、実際にこのような観点でGryger事件とTownsend事件の区別を行っている。
- (44) 主項の選択がここでも必要であるが、 \sim Youth \times IlliteracyとYouth \times Between \times NoWaiveを選択した。他にも複数の主項の組み合わせで同じ結果が生じる。
- (45) 主項の選択がここでも必要である。ただ、 \sim Capital \times Youth \times Illiteracy \times \sim NoCourt \times Between \times NoWaive \times \sim NoTime \times \sim Unfairと \sim Capital \times Youth \times Illiteracy \times Between \times NoWaive \times \sim NoTime \times Complex \times \sim Unfairから選択することになるが、どちらでも結果は同じである。
- (46) こうした文字が読めない等の事情があることや、若年であることの要素としての重要性については、米国の弁護士依頼権についての判例を詳細に整理したBeaney (1955:194)において言及がある。
- (47) 他にKort (1963a) が重回帰分析を用いて、弁護人の援助を受ける権利の裁判例について分析している。こちらについても、現代の観点からは、様々な指摘をすることができる。例えば、従属変数である弁護人を付すべきと裁判所が判断したか否かが2値変数であるので、現代では重回帰分析ではなくロジスティック回帰分析などを使用すべきだということになるだろう。さらに、ブール代数による分析と回帰分析が、Kortらの段階ではかなり代替的に捉えられているのに対し、QCAでは特に最近は回帰分析との基本的な考え方の相違を強調するようになっている。この点についてはRagin (2008a) やSchneider & Wagemann (2012) を参照。
- (48) 本稿の弁護人の援助を受ける権利の裁判例の分析の場合、あくまで分析の具体例を示すためのものに過ぎず、筆者の専門とする分野の裁判例でもないために、データへの立ち戻りや経験的知識等を用いた判断が必ずしも十分に行

判例研究への質的比較分析（QCA）の応用の可能性

われていると言えないかもしれない。実際には、このデータへの立ち戻りによって、各研究者の経験や専門的な知識を活かせることが、QCAの大きな利点となっている。

- (49) 特に米国や英国では、裁判所が同旨の判決を繰り返した場合に限って拘束力を認めるという考え方をとらず、その問題に関する判決が唯一つだけであっても、判例としての尊重を受ける。田中（1980：475）参照。
- (50) また関連して、中野編（1986：72）は、「判例理論だと思っていた理論で説明のつかない判例が現れた場合には、判例理論そのものが変わったのではないか、それとも今まで判例理論だと思っていたものが真の判例理論ではなく、新しい判例をも共通に説明できる別の判例理論があるのではないか、あるいは判例理論には変化がなく、その新しい判例だけがそれから逸脱しているのか、というふうに疑って見る必要がある」と述べている。これも、矛盾する少数の裁判例を分析から除外するよりも、矛盾なく説明しようとする方を選ぶという意味で、共通の考え方であるといえる。